

監獄雜誌

第五卷第拾貳號

目 録

- 第五卷終刊の辭……………(一頁)
- 論說……………(三頁)
- 偶感を記す……………望快哉生
● 東北地方典獄協議會紀要(承前)……………望洋漁夫筆記
● 巡回見聞記……………(二十頁)
- 海外通信……………在米國 雷岡幸助
● 北米雜感……………(二十二頁)
- 雜錄……………
- 別房留置人處置に就て……………(二十八頁)
- 朝鮮の監獄……………雷岡 幸助
● 朝鮮府裁判所の構成及権限(承前)……………(三十一頁)
- 特別寄書……………(三十四頁)
- 監獄作業に就き印南於菟吉君に一書を與ふ……………(三十五頁)
- 批評……………在米國 雷岡 幸助
● 二大著書……………(三十四頁)
- 教誨……………(三十五頁)
- 個人に對して教誨すべし……………(三十五頁)
- 問答……………在廣島
● 法海生の質疑に答ふ……………(四十一頁)
- 孤疑生に答ふ……………(四十二頁)
- 寄書……………(四十三頁)
- 囚徒逃走罪の處分に就て……………(四十四頁)
- 佐原生の駁論に答ふ……………(四十四頁)
- 拘禁刑の執行及製表方に就て……………(四十六頁)
- 通信……………(四十六頁)
- 雜報……………(四十六頁)

警察監獄學會發兌

●會告

來ル明治廿八年監獄雜誌 初刷ニハ迎新ノ祝意トシテ例ニ依
リ**監獄官令ヲ附錄**トナシ亦英國監獄改良家チーバルウ
ク、ペーカー氏ノ**肖像**及有益ナル氏ノ**傳記**ヲ譯載シ年ト俱
ニ誌上一層ノ光輝ヲ放チ聊讀者諸君ノ眷愛ニ酬ンヲ期ス
來一月初刷ニ掲載スヘキ本誌材料ハ**同月十五日**ヲ以テ切
候間各官署ニ於ケル通信報告並各位ノ玉稿ハ同日前續々寄送
アラントヲ乞フ
前號雜報欄内ニ於テ報道セシ**躬行叢話**ノ一欄ハ來一月初
刷ヨリ芽出度起筆可致ニ付該欄ニ掲載スヘキ**看守、押丁**諸
君ノ**嘉言善行**ハ先ツ**政治**ノ一嘉例トシテ各署少クモ二
三ノ美談御報告相成度本會ハ之レヲ審查掲載シ若幸ニ記事ノ
幅湊ヲ告ルノ好結果ヲ得ハ更ニ**一小冊**トナシ**第二附錄**
トシテ進呈スルニ至ルヘシ當局者各位冀クハ本會ノ目的ヲ翼
贊シ報道ノ勞ヲ取ラセラレントヲ
明治廿七年十二月 警察監獄學會 主任 磯村 兌 貞

●監獄學再版廣告

監獄學 全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

伯爵井上内務大臣閣下題字
司 法 次 官 清 奎 吾君序文
神 奈 川 縣 知 事 中 野 健 明君序文
靜 岡 縣 知 事 小 松 原 亮 太郎君序文
神 奈 川 縣 典 獄 小 河 滋 次 郎君編著
本書は本邦現行の監獄制度を基礎となし百名なるクローチ氏編著の獄務教科全書の體制に則り傍ら最近の刊行に係るホルツェンドルフ、ヤーゲマン、ペール、ウルフ、エツケルト、スタルケ其他刑獄ニ關係ある内外諸大家の著書を參照し科學的順序を追ふて苟くも治獄に關するの事項は細大洩すべく盡く網羅編纂したる所の一大著述にして殊に其の理論と實察とを融合し往々歐米諸大家の崇めて以て金科玉條と確信する所の定説を痛擧する所あるか如き大に著者、研究の素あることを知らしむるに足るものあり都筑文學士の序文に曰く「精を取る」と多く「力を用ふる」と勤めたりと謂ふヘ一寔に以て斯道の指南車となすに足る」と時正に監獄改良の機に際す看守教科用書として最も適當なるべきは論を俟たず苟くも職に此の事に映掌せらるゝ所の者常に一本を其の座右に備へられ且つ經國の有志も亦普く之を購讀するに至らしことを切望す若し夫れ購讀に關する手續等に就ては次に掲ぐる諸般購讀者に便利なる方法を參照せられんことを要す
本書ハ司獄官、裁判官、警察官、議員及獄務改良に熱心なる當局者並に民間有志諸君の好評を博し就中各府縣の多數は獄務有益の著述と認められ看守教科書に採用せられたるを以て初版數千部は忽ち豫約濟となり尙續々申込あるを以て直に**再版**に付せり有志諸君希くは一本を備へ愛重せられんことを

内務省警保局長 小野田元熙君序文
帝國大學法學部大學長 穂積陳重君序文
教授法學博士 都筑馨六君序文
內務省土木局長 久米金彌君序文
內務省參事官文學士

○監獄學再版豫約法

●定價金壹圓九拾錢
●豫約割引法

豫約實價五部以下

六部以上二拾部以下 金壹圓六拾錢

二拾一部以上五拾部以下 金壹圓五拾五錢

五拾一部以上百部以下 金壹圓五拾錢

百一部以上二百部以下 金壹圓四拾五錢

二百部以上 金壹圓四拾錢

●運送費 金壹圓三拾五錢

一部金拾五錢 小包郵便に付する時は其實費

●製本及体裁 金壹圓三拾五錢

紙體 數 見本の通 總色クロース金字入美本

●豫約期限 本年九月二十日限とす

右期限後の申込は定價に復するは勿論印刷部數に限りあるを以て需用に應ぜざるを要するべし
豫約申込は官衙名若しくは上等司獄官及本會集金主任官の内二名以上を以て下の書式に依り申込ありたし

監獄學目次

第一篇 總論

第一章 監獄ノ沿革

第一節 古代○第二節中古○第三節監獄改良ノ開始○第四節近世及各國ニ於ケル獄制改良ノ現況

第二章 犯罪及刑罰

第一節 犯罪者○第二節犯罪○第三節刑罰○第四節刑罰ノ種類○第五節自由刑ノ種類○第六節附加刑○第七節財産刑○第八節名譽刑

第三章 行刑法

第一節 雜居制○第二節分房制○第三節階級制○第四節假出獄

第四章 犯罪ノ豫防

第一節 出獄人保護事業○第二節救貧及教育事業○第三節警察

第五章 監獄構造法

第一節 總論○第二節監獄構造ニ關スル一般ノ原則○第三節分房制大監獄ノ構造○第四節監房ノ構造○第五節拘留監○第六節留置場○第七節懲治場○第八節結論

第六章 監獄管理法

第一節 監獄ノ定義及其種類○第二節中央監獄及地方監獄附屬監獄費國庫支辨ノ理由○第三節監獄官吏○第四節官吏採用法○第五節看守教習法○第六節俸給及給助○第七節監獄官吏ノ職務○第八節監獄官吏ノ一般義務(甲)服務紀律(乙)服制(丙)懲戒○第九節精勤證書及休暇

第七章 監督權ノ所在

第一節 最上監督權ノ所在○第二節直接監督權ノ所在

第二篇 各論

第一章 收監

第一節 收監ノ手續(甲)收監ノ要件(乙)收監拒絶ノ理由○第二節收監者取扱手續

第二章 在監人檢束法

第三章 監獄學

第一節 監獄學ノ沿革○第二節監獄學ノ範圍○第三節監獄學ノ意義○第四節監獄學ノ地位○第五節監獄學ノ發展

第四章 監獄學ノ研究法

第一節 監獄學ノ研究ノ必要○第二節監獄學ノ研究ノ方法

豫約申込證

小河滋次郎氏謹述

後部

右豫約廣告に基き當署は協賛の上前部豫約部豫約候條製本出次來送本可有之然る上は代金並豫約部豫約候條製本一時に來る月より三ヶ月以内で送金可致月代金完了せざる内は豫約部豫約免等有之候其發行人に損失相掛申出候段由入候也
年 月 日

何府縣 何官衙印

何府縣 何官衙印

何府縣 何官衙印

日印

警察監獄學會 東京支會出版部宛

●送本

豫約申込の順序に依り本年九月下旬製本出來次第直に送本すへし
送本は専ら鐵道便、汽船便又は通運早速便に依るゝ雖ども部數僅少の個所若しくは特に郵送を希望せらるゝ向は其請に應じ特に郵便に附す

●送金

銀行郵便便爲換の内を以本會東京支會へ送金せられ郵便爲換は東京四谷局へ振込ありたし
五部以下の申込は本年九月十月十一月の三ヶ月に六部以上は同十月十一月十二月の三ヶ月賦として各本價の三分一宛を送金せられたし
豫約期限内即來る九月中に全額送金の向は特に運送費は本會に於て支辨すへし
又月賦金運送の節は本價の一割増を請求すへし
明治廿一年八月 東京市四谷區荒木町廿七番地

警察監獄學會東京支會

出版部

監獄學目次終

- 第三章 戒護官吏勤務法
- 第四章 遇囚法
- 第五章 懲罰
- 第六章 賞譽
- 第七章 書信及接見
- 第八章 監房訪問
- 第九章 釋放
 - 釋放ノ事由○第二節釋放取扱手續○第三節假出獄施行手續○第四節免幽閉、特赦及大赦
 - 第五節免刑及押送手續○第六節死亡手續○第七節宅預及病院送致
- 第十章 作業
 - 作業ノ旨義○第二節作業施行法ノ種類○第三節作業ノ種類○第四節使役法○第五節工錢
- 第十一章 給與
 - 食料○第二節被服及臥具○第三節清潔法
- 第十二章 衛生
 - 病者處遇法○第二節精神病者處遇法○第三節監獄醫ノ職務
- 第十三章 會計
- 第十四章 教誨
 - 教誨ノ主義及方法○第二節教誨師ノ職務
- 第十五章 教育
- 第十六章 書籍
- 第十七章 監獄統計
- 第十八章 補遺
 - 女監取締ノ職務○第二節押丁ノ職務○第三節授業手ノ職務○第四節用達契約事項

●第五卷終刊の辭

兎烏匆匆歲月流るゝか如く今や明治二十七年は將に經過し去らんとするの時に際し予輩亦た監獄事業の爲め將た我監獄雜誌の爲め聊か終刊の辭を陳へ讀者諸君と共に將に來らんとする新年を迎へんとす

我監獄雜誌の始めて監獄社會に顯出したるは讀者諸君の熟知せらるゝが如く實に明治二十二年の事にして時將に歲晩に屬し世間有數の斯道嚮導者の爲めに歡迎せられ所謂世の風潮に伴はれて斯社會に誕生したりしより以來既に年を重ねること六葛萊漸く茲に襁褓を離れ獨立獨歩するの健兒とあれり而して此六星霜の間幾多の轍軻を履踐し來り或時は溝壑の淵に陥らんとし又或は他の指彈を受け夭折せんとするの災厄に遭遇する等、今日より之を回想すれば轉た悚然たるものありて存す然り而して此幾多の崎嶇行程中我監獄雜誌か斯道の爲め勉め且つ盡しつゝ來りし効績如何は世の讀者諸君の疾に了知せらるゝ所なりと雖も予輩の曾て其抱負の

大なるにも拘はらず其實効を奏することの顯著なるものあらざるは予輩の衷心に照らゝ大に慚愧に堪へざる所なり然れども諸君か平素本誌を愛讀せらるゝの餘榮は取りも直さず予輩微衷の將に貫徹せんとする一現象として予輩又大に人意を強ふするに足るべしと信ず而して今年既に歲晩に屬し一陽來復と共に光輝ある學齡の曙光を迎へんとす去れは新たに迎ふるの年は將に是れ學舎に入り予輩此健兒か天真爛漫たる天性を發歟すべきの時機なりと信し益々奮勵し斯社會に勇飛高騰し以て諸君の厚遇に酬ひんことを誓ふ、敢て猥りに予輩前途の抱負を闡陳し併せて讀者諸君の健康を祈り來春の初刊紙上に於て諸君と共に新年を祝せんこと今より希望に耐へざるなり聊か終刊に臨み一言すること爾り

雜誌記者謹識

監獄雜誌第五卷第拾貳號

論 說

● 偶感を記す

監獄と云へば即ち警察と聯想し聯想の速かなる寧ろ監獄を以て警察の附庸物かの如くに妄想するは滔々たる凡俗者流の常態に非ざるはなし、監獄の警察に關係あるは固より論を俟たず然れども其の關係する所、豈に啻だに警察而已ならんや警察に關係あるが如くに裁判にも亦た關係あり、裁判に關係あるが如くに教育にも亦た關係あり、教育に關係あるが如くに宗教にも亦た關係あり、獨り警察、裁判、教育、宗教等に關係ある而已ならず行政、經濟、軍事、衛生等國家諸般の活動事項に於て殆んど一も監獄と其の關係を有せざるものはあらざるなり、若し夫れ科學の上より之を言へば監獄學なるもの決して行政學の一部に非らず行政學の一部たる警察學等と比肩すべきものに非らずまた法律學(Jurisprudence)の一部にも非らず、法律學の一部たる刑法學に附庸すべきものにあらざること亦た勿論にして實に超然として國家學の専門一學科たる位置を占領すべきものなりとす。宜べなり、監獄改良の聲、漸く盛んなるに従ひ愈々益々應用的にまた學術的に之を尋繹深究せんとする氣焰の旺盛なるの兆を見るや、謂ふ勿れ監獄事業は今尚は幼稚の境遇に飄々たるを免かれずと、其の資性の如何に顯異なる其の行動の如何に聰慧なるまた其の精勵力の如何に強

大なるかを視察せよ、渠れは慈母の鞠養を俟たずして能く成長せり、渠れは良師の指教を借らずして能く進歩せり、時あつては繼々しき親の手に苦るしめられ、或は幾度か荒々しき惡友の爲めに虐げられしことありしも、忍んで能く健全に悠揚に發達せり、渠れは實に自動力に富み奮勵心に旺んなるの健兒なり、渠れは人の愛兒に非らずして實に天の寵兒なり、能く人に逆らひ能く人に嫉まるゝも、天は常に厚く渠れを保祐せり、斯道に従事する幾萬の僚友は長官と言はず僚屬と言はず童僕使丁の末に至るまでも恰かも偕合和樂せる「ホーム」の如く辛勞を厭はず薄遇を聊たず其同一一致斃れて止むの精神を以て斯の天職を全ふせんことに鞠躬せり、天祐に非ずして何んぞ能く此に至ることを得んや、滔々たる天下の廣き何處に求めて因果して能くかゝる鉄の如く堅く然も血あり力ある有機的一團體に匹似するものあるを見ん、言ふとを休めよ警察監獄と監獄は警察の伴侶にあらず、少くも警察の形影を追ふべき遊星的事業にはあらずるなり、言ふ勿れ警察に何麼の行動進歩ありと監獄は監獄自身の行動進歩あり、他の得て摸倣すべからず、竊束すべからざるの活潑卓勵なる行動進歩あり、彼れの眠れる間、我れは起きて活動せり、人は眼前に迫まれる區々たる俗事に醒醒するの間に於て我れは綽々として優に天地の微奥を窮索す、彼の無休不眠なる警語は如何に吾人今日の境遇を穿ち得たるものなるかを回顧せよ。

我が監獄事業が自動心に富み奮勵心に旺んなることは獨り之を既往の事歴に徴し現在の成績に照らし之を知り得べきのみにあらず此に従事する所の僚友諸氏其の數甚だ多しと謂ふに非らず資給また敢て餘裕ありと云ふにあらず然かも晝夜殆んど休止するなき劇勞の繁務に軼掌しつゝある身なるにも拘はらず斯道

研究に熱心なるの結果は實に有力なる二個の私立團體(大日本監獄協會北海道同情會)を創立し維持し且つ益々大に其の活動を獎勵し一方にはまた研究の機關に供する所の有力なる雜誌を有すること三種(大日本協會雜誌、監獄雜誌、獄事叢書)の多きに及び愈々盛んに其の紙面の光彩を加へしむる等の事相を以ても亦た之を推知するに餘まりありと謂ふべし、大日本監獄協會及北海道同情會の膨大を計るは實に吾人斯業に従事する者の責務にしてまた實に吾人の名譽なり、協會雜誌、監獄雜誌及び獄事叢書の盛隆を計ることまた吾人斯道に従事する者の責務にして之れが責務を全ふするの結果は吾人が實に此の競争的事業に於て大に歐米各國に對して得色あるを得る所以なり、能ふべくんば則ち尙ほ一の機關を加へしめよ尙ほ一種の團體なり將た雜誌なりを増加するに至らしめよ吾人、豈に之を創立し維持するの力なしとせんや少くも其の現存せるものに就ては益々大に之れが活動の歩武を進捗せしめずんばあるべからず此の如くにして則ち我が監獄事業は將來に於ても亦た愈々其の自動力に富み奮勵心に旺んなるの名譽を博取するを得べく此の如くにして則ち益々大に我が監獄事業の改良進歩を全ふすることを得べきなり

將さに來らんとするの明治廿八年に於て佛國巴黎に第五回萬國監獄大會議を開設せらるべきのとは我が僚友諸氏皆な既に能く之を知る又大日本監獄協會が卒先、以て我國監獄事業の進歩を廣く海外に表示せんが爲めに刑獄に關する諸般有益の事項を調査討究して以て之を彼れ萬國會議に寄送せんとするの舉あることも亦た我が同人諸氏の詳悉する所にしして同人一致、獨り之れに向つて滿腔の賛成を表するのみならず囊底を叩いて若干の金員を投ずるもの亦た陸續相接す、嗚呼何んぞ其の祥事なる、斯道に誠意熱衷なるに

非ずして何んぞ能く此くの如くなるを得んや自動心に富み奮勵心に旺んるゝあらずして何んぞ能く此くの如くなるを得んや若し夫れ試みに地を替へて此の美舉をして歐米諸國にあらしむるものと假定せよ、有力なる學者、政治家、慈善家は言ふを俟たず上流富豪の士亦た必らず先づ奮つて義捐すべく貴女老婆の臍繰金を貢せしむること亦た至難にあらざるべく或は全く監獄官吏の寒囊を冷却せしむるに及ばずして其の目的とする所の計畫を達せしむるに至るべし我れに於けるの事相は則ち全く之に反す余輩未だ彼の協會の美舉に向つて我が監獄社會の外より多少の資を寄贈したるものあるを聞かず社會が此の事業に對して冷かなるは氷の冷かなるよりも猶ほ冷かなりと謂ふも過言に非らず、然りと雖も余輩敢て之を怨みす實に之を怨みざるのみならず斯かる冷かなる社會に在つて卓然として獨り血の如く苦るしき否な温かなる情實を集めて以て此の美舉を全ふせしむるを得るのことは吾人、實に我が監獄社會が自動心に富み奮勵心に旺んる動かすべからざる一微證として之を自祝せずんばあるべからず斯道の前途、頼母しくも亦た多望なりと謂ふべし

此の多望なるの前途を控へ此の熱心誠衷なる我が同人に擁護せられ我が監獄事業が幾多の外難を嘗めつゝ來りたるが如く自からも亦た言ふべからざる幾多の辛勞を嘗め盡して覺束なくも幸にして漸く今日の境遇あるを得たる所のもの即ち我が監獄雜誌は是れなり抱負徒らに大にして行實、動もすれば輒ち之れに伴ふこと能はず自ら治むるの至らざる、或は時として誤解せられ或は時として怨怒せられ或は精勵の足らざるを以て或は運動の寛慢なるを以て其の叱咤嘲笑せらるゝ所となりたるもの亦た實に一再のみにあらざるなり余輩豈に悚然として自ら大に警省する所なくして可ならんや然りと雖も亦た監獄雜誌をして幸に今日あるを得せしめたるもの偏へに是れ我が監獄同人諸氏の賜にして其の盛衰隆汚は一に懸けて諸氏の双肩にあり既往、斯くの如くんば將來も亦た此くの如くなるを得べし余輩不敏と雖も我が監獄同人諸氏に頼つて大に其の意を強ふする所あり此に本誌本年の終刊に臨み聊か偶感を綴つて燕辭を成す謹んで監獄事業の萬歳を祝し同人諸賢の健康を祈る

●東北地方典獄協議會紀要

(承前)

快 哉 生

差入れんとする飲食物は先づ其差入人をして嘗試せしむべしとは獄務概則第六十五條の規定する所なるが特定人即ち監獄監督の下に差入營業を爲すが如き所の者より差入るゝ所の飲食物にして聊か疑あるべからずと認めたるものは便宜幾分の取除をなすことあるべきや否やとは則ち本問の要旨にしてツマリ各縣の取扱振如何を諮詢するに止まり別に議決と云ふほどのことあらざして止みぬ小泉典獄の應問せらるゝ所に依れば新潟縣監獄に於ては一日三四十の差入其の特定人より差入るゝものと否とに拘はらずすべて一々盡く之を嘗試せしめらるゝよしにて注意周到のはと只管感嘆の外あらざるなり吾人はまた本問に對する山崎典獄の解答に依り宮城縣監獄に於ける差入營業者監督の方法及び差入物に關する取締保護の實況を詳悉し一面其の注意の實着的周密なるに欽服し一面、其の吾人の參考に資する所多きを感謝せり

十、四人服具保存規則等の實行如何

提出岩手縣典獄の説明に曰く四人服具保存規則は既に一昨年より之を實行しつゝある所なるが其の結果、經濟上に整理上に兩つながら大に利便する所多きを見るものゝ如しと之れに對する各縣の答辨多くは未だ確乎たる保存期限等の規定あらざるものゝ如く獨り宮城集治監に於ては衣類臥具等總べて一々豫め一定の保存期限を設けて之を整理しつゝありと云へり尤も其の果して整理に適するや否やの成績に就ては今尙は經驗中なるを以て驟かに其の適否を斷言する能はずとは長屋典獄の明言する所にてありき、衣類臥具等の保存期限を定むることは如何にもして之を實行せられんこと余輩の切望する所にして其の整理及び經濟上に利する所の多きは固より疑ひを容れずして明白なりと信ず斯くの如きの實際的最も適實の好問題に對し議事の比較的少しく慎重を欠く所なきやの感ありしは余輩大に之を遺憾とす尤も提出縣に於て其の現に實施しつゝある若くは其の考案せらるゝ所の方法細則等に就て説明せらるゝことの稍々簡略に過ぎ又は熱心に缺くる所ありしこと亦た與つて其の實なしとはせざるなり

十一、四人に書籍購求及び看讀を許可するに懲罰を受けたる者に對しては期限を付して允許するの內規を設けては如何

書籍看讀を以て階級的遇囚の一要件となすべきや否やの問題に就ては我が學者實務家の間に各々其の所見を異にする所ありとの事は曾て余輩の稔聞する所にして現に昨年の内務省に於ける典獄會議に在ても亦た大に討議せらるゝ所あり一旦、階級的遇囚の一要件となすべからずと決議したる所のもの再議の上更らに議之を一要件となすの適當なるを認むと斷案するに至りたることを傳聞す而して本問に對し堅く消極論を主張せし所の者典獄にあつては即ち大井上輝前氏なりしことまた隠れもなき事實なり（都筑參事官の如きも消極論の主唱者なりと覺ふ）今や大井上典獄亦た列して議席に在り本問に對して果して如何の所見をか發言せんと欲するかとは吾れも人も均しく先づ之を聽かんことを切望する所にてありき、議論の導火は千頭靜岡縣典獄に由て點ぜられぬ爆然、一發消極的、禁止を可とするの所見は最も痛快に最も適切に滔々として君の口頭より迸出せり、大井上典獄の腰は幾度か椅子を離れんとせり、離るゝの機會を待ち兼ねてや終に其の腰は椅子に安んずること能はざりき、斯くて漸くにして發言の機會は到れり、いと重も――しき巨腰をばいと――輕るゝ氣に起立せり衆目は盡く彼の巨人に一注せり、巨人、今果して如何の言をなす請ふ暫らく彼れが沈痛の語調を以て熱心に説き來る所を聽け曰く罪惡の源は無智にあり無智を除くは即ち罪惡の源を絶つ所以にして我が監獄則、書籍看讀を許すの規定あるもの亦た實に此の旨趣を貫徹せんと欲するに外ならず食物の以て彼れの性命を保ち彼れの健康を全ふするに一日も欠くべからざるの必要あるが如く彼れの心地を拓き彼れを罪惡より遠ふざからしめんと欲せんには一日も以て書籍の看讀を廢すべからず彼れ健康を害する所の病者を待つに益々攝養に足るの良餌を撰ばざるべからざるが如く彼れ罪惡に陷ることの深き者を懲治せんが爲めには一層大に其の徳性を養ひ心智を發揚するに足るべき適當の良書籍を看讀せしめずんばあるべからず懲罰處分を受けたるが如き改悛の狀なき兇惡の者に向つて書籍の看讀を禁止せんと欲するが如きは恰かも彼の病者に對して其の營養食料を剝取せんと欲するが如し斯の如き慘酷な

る否な下拙なる遇囚法には徹頭徹尾、予の賛成する能はざる所なりと其の説必ずしも以て偽旨名言となすには足らざれども亦た名教の一理たるを失はず少くも其の熱心慷慨の意氣は滿堂を呑んで知らず識らず君の所見を歓迎せしむるに至るべしと思ひさや古城典獄は起てり大樂典獄は起てり山崎小河小泉等の諸典獄また相次いで起立せり其の起つて言説する所のもの異口同音、盡く積極的即ち大井上典獄に反對して看讀を禁止し且つ禁止するに就ては相當の期限を設けざるべからずと言ふの旨趣にはあらざるはなく最後に之を禁止するの期限は一個月以上三個月以下となすべしとの斷案は老實なる石澤先輩の口頭に藉つて發言せられ殆んど全會一致の勢を以て之に可決せり之れに對する大井上典獄及び北海道同情會の所感、果して如何余輩は獄事叢書に由て之れを聴くを得んことを切望す書籍看讀を以て階級的遇囚法の要件となすべしとは余輩平生の持論なり、獨り余輩の持論なるのみならず實にまた進歩せる監獄制度の通規なり彼れは實に心智を開拓し徳性を涵養するの偉効あり然れどもまた一の自由剝奪の苦痛を寛和するの慰樂的恩惠物たるに外ならず獎勵として之を許可すべく懲戒として之を禁止すべし、先づ彼れをして有縁の衆生たらしめよ濟度は即ち先づ彼れを有縁の衆生たらしめたる上に於て始めて其の効を期すべし、教誨と雖も將た教育と雖も懲戒の爲めには便宜、或は時として之を禁止すべし況んや彼の慰樂的書籍の看讀に於てをや、運動も禁止すべく沐浴も禁止すべく被服、臥具、接見、書信、食物購求等も亦た相當に制限すべく作業も變すべく監房も亦た轉ずべし彼れの健康を保つに必要なる食糧の如きすらも亦た懲罰として之を減量すること何人もまた正理公道の上より毫も之を否拒する者なきにあらざるや況んや彼の慰樂的書籍看讀に於てをや彼れ消極論者の心地を開拓し徳性を涵養せんが爲めに之を許可すべしと主張するは則ち善し微苦を受くべき者を慰樂せしめても尙ほ之を許可すべしと謂ふハ則ち宋襄の仁と撰ぶ所あらざるなり、紀律は則ち健康をすら併呑す況んや彼の教育に於てをや況んや彼の慰樂的に屬する教育手段(即ち書籍看讀)に於てをや紀律の前には盡く併呑し了せらるること固より論なきのみ況んや彼の紀律の爲めに書籍看讀を禁止せんと欲する所以のもの反て自覺的懲省に由て大に其の良智の發動を促すの好方便なるに於てをや、之を奪ふは之と與へんが爲めなり、紀律則愛愛則紀律此の邊の消息達觀者能く之を知る

十二、處罰執行中の者に接見を出願する者あるも之を許可せざることにしては如何

提出者松江典獄の意見は此くの如し大井上典獄は之れに對して意見を述べて曰く監室は格別屏禁等の如き長期の者に在ては其の間、當該囚の近親知友等の遠路、態々來訪する者あるに遭ふも終に其の目的を達すること能はざらしむるの場合なきにあらざる獨り來訪者の爲めに忍ぶ能はざるのみならず接見に由て感化を助くる所以の旨趣に對しても亦た毅然たる所なきにあらざる之を許可するは寧ろ時と場合に於ける典獄の活用權に委するの適當なるを認むと遠路空歸云々のことは如何様北海道集治監に於て殊に最も其の懸念あるべく地方監獄と雖も亦た全く斯かる場合なきにはあらざるなり、果然、大井上氏の意見は山下、高山等諸氏に由て賛成せられ終に多數の意見を以て

許可せざるを本則とし監室を除くの外典獄に於て止むを得ざるものと認めたるときは例外とす

と云ふに決定せられたり余輩敢て一個の私見を以て之を可否せんとするにはあらざれども斯く既に必要の

場合を認めて例外を置くことに定められんとならば、監室、雖も亦た敢て絶対的に之を禁止するにも及ばざるべく、苟くも必要と認定したる以上は特に之を許すも亦た機宜の措置たるべしと思はる且つ若し接見を許すことありたるときは其の間の経過は之を罰期に算入すべきや否やを決定するに及ばざりしは欠點なり、身見に依れば此の場合に於ては無論罰期に算入すべきものにあらざと思はるれど協議會の意向は果して何くにある、疑似を其の間に遺すは斷案の妙を得たるものとは云ひ難けん

十三、女監取締に捕縄、手帖、呼子笛を貸與しては如何

宮城集治監亦た同一の問題を提出せり、問題に應じて諸氏の陳述せらるゝ所を聴くに各縣實に其の取扱を區々にせり或は必要なる手帖をすら全く之を貸與しあらざる向もあるものゝ如し審議の末、終に一般に此の數種のものゝを貸與すべしと云ふに決定せり、手帖、呼子の女監取締に必要なるは論を俟たず捕縄も亦た夫れ或は必要ならん、併し果して能く之を利用し得るもの幾何かある或は却つて所謂敵に糧を遺るものはならざるか女の武者修行も亦た是れよりソロ／＼其の必要を見る

(以下嗣出)

●巡回見聞記

(第三)

望 洋 漁 夫 筆 記

司獄官會議は紀律的成るべく頻繁なるを望むの理由は前段既に之を陳述せり尠くも一週二回なり將た三回なり豫定の度數は必らず之を開かざるべからず時々都合に依りて休會し甚だしきは一週一個月又は二個月も全く之を開會せずして止むものあるが如きあらば志ある者宜しく大に鼓を鳴らして上官の放慢を責むる所ありて可なり或は曰く上官の繁務なる時々自ら會議に臨む能はざるの支障あるを如何んせんと典獄の繁務なるは予も亦た之を知らざるに非らず然れども典獄、臨席せざるが爲めに會議の開かれざる謂はれなし若し典獄にして自ら臨席する能はざるの支障あらば宜しく上席の書記若くは看守長をして會頭を代攝し議況は乃ち渠れをして之を典獄に傳致せしむべし、司獄官會議なるもの固と普通に所謂會議とは大に其の性質を異にし議聲の多數なるを以て必ずしも決定の要件となすべきものに非ざるを以て縱令ひ典獄、自ら臨席せざるも司獄官會議に於て議事の職務を執行するは由つて以て毫も典獄の職權に影響する所あらざるべきを以てなり、利のある所、多少の弊も亦た之に伴ふの恐れあるべしと雖も是は如何にもして除却し得らるべきとなりと信ず蓋し人、寡くして事務多きは監獄今日の常態なるが故に一時間なり二時間なり少數主務の判任官に於て常務を擱きて議席に列する時は其間、勢ひ事務の澁滯を來たし殊に戒護事務に在ては自から戒護者をして多少の油斷を生ぜしむるの(監督巡回のなかるべしとの豫期を以て)恐れなしとも謂ふべからざるを以て此邊に就ては宜しく多少機宜の道を開き議員諸氏をして會議ごと、必ずしも盡く其の頭數を揃はしむるにも及ばざらしむると同時に一方には亦た成るべく秩序善く時間的に職務の順序をば豫定し置き會議の爲め常務の阻澁を來さしむるが如きことなきの注意あるを要す。或る縣に於ける僚友某氏問ふて曰く看守部長をして司獄官會議に列せしむるの可否如何と予は之れに答へて曰く部長は是れ將來の看守長にして且つ現に其の職務を補助しつゝある所謂準上等官とも稱すべきものなるが故に都合の許す限り之れをして會議に列し曾だに議事を傍聴せしむるのみならず時あつては又其の懷抱する所の意見を述

べしむること大に利益ありと信ず、但し、部長をして、議聲權を有せしむるの限りに、非ざるべきと、勿論なり、各監獄、少くも一人の判任官を當直せしむること固より事件の宜しきを得たるものにして或る監獄に於ては書記看守長の内各々一人宛は必らず當直せしむるの規定あるを見たり、注意の最も周到せるものなりと謂ふべし、判任官の當直に就き予をして少しく遺憾あるを感せしめたるもの二個條あり一は則ち課長若くは支署長をして當直の例外に置くの事項にして、他は當直員にして往々私服を纏ふものあること、則ち是れなり、當直は則ち典獄の代理者にして其の責任の重大なる、固より言ふを俟たず實は豫め或る信任すべき吏僚を抽んで、特に當直官吏として指定し置くべきはどのものなるか故に尠くも成べく多く責任あり信用ある上級官吏即ち課長支署長等をして周番當直せしむること然るべく若し判任官の或る部分は當直の例外に置くを得べしとならば下級官吏則ち是れなりと答へざるを得ず上級官吏たる課長其の人の如きは何人を置ても先づ第一に當直勤務の責任を自ら進んでも引受ずんばあるべからざるの位置に在る者なりと謂ふべし、監獄の當直を以て之を普通官衙の宿直に比擬せんと欲するが如きは最も大なる誤解なりと謂ふべし、私服を纏ふのこと儀式的普通官衙の宿直に於て之を見る、紀律の府たる勤務的監獄の當直に於ては則ち絶対に之を許さず之を許さざるの理由は何んぞ故らに予の喋々を要せんや

典獄と雖も書記と雖も願くは監獄警授業手に至るまでも苟くも監獄官吏たるものは盡く一定の制服を着くるに至らしめたとし予が宿論なりと雖も不幸(？)未だ之れが實行を見るに至らず然れども普通官衙すら既に成るべく洋服を着すべしとの内規あるほどの今日なるが故に殊に監獄官吏たるものは少くも洋服位は之を着用せざるべからざるの強制を加ふること必要なりと信ず蓋し洋服は比較的紀律を保つに便利なるを以てなり、既に紀律上、之を必要とする以上は成るべく其の軀裁の見苦るしからざるものを選んで之を用ひ着法、また整觀の美を失はざらんことを要す先覺某氏曾て予に監獄巡閱の所見を語り偶々監獄官吏着服のことに及び其の希望を述ふるの要に曰く監獄官吏は他に十二分の節約を加ふる所あるも獨り衣服に對しては寧ろ其の贅澤ならんことを望む、洋服は「フロッコート」若くは「モーニングコート」の内に限るべく或は脊廣を用ひ或は襟又は「カフス」を略するが如きは務めて之を避けざるべからず云々と衣服に贅澤なれとは言、少しく奇異に失するの嫌ひありと雖も其の大鉢の意見に於ては予も亦た大に同感を表せざるを得ず僚友諸氏にして若し幸に之れに同意せられ此に方針を定めて徐々に經書せらるゝ所あらば左までの困難なくして知らず識らずの間に整然たる服制の美觀を保ち得るに至るへし、是は敢て特に巡回中の所感に係るものなりと謂ふにあらず當直官吏私服云々に就て想ひ出したるまゝ此に之を併せ述べたるものにと過ぎず

紀律なる語は漸く到る所、一般に骨に徹するまで深く領解せらるゝに至りたるは慶事之れに過ぐるものあらざるなりと謂はざるを得ず殊に東北地方各監獄に於ける遇囚紀律の嚴格なる實に見る者をして嫉まじきまでに健羨の情に堪へざらしむるものあるは偏へに敬服の外あらざるなり四人にして既に紀律に馴致すると彼れの如し之れが直接戒護官吏たる者は言ふを俟たず一般の監獄官吏に至るまで盡く紀律的躬行實踐の働作あるは固より想像を以ても能く之を推知するを得べし。世間、動もすれば人を責むること重くして己れを

責むること甚だ薄きものあるを免かれず四人に對して紀律勵行を努るの看守にして己れは則ち紀律を冷笑するものあり看守に對して紀律を酷責するの看守長にして己れは則ち姿勢、整はす號令揚らず着服の美觀を欠き報告の明亮を得ざるものあり甚しきは則ち紀律なるもの唯だ獨り戒護專要の事項となし事務者は則ち紀律以外の無關係者なりと誤認するものあり此の種の者宜しく東北地方監獄の實況に鑑みる所ありて可なり僚友水崎氏の言に曰く司獄官吏は目の人なりと然り司獄官吏たるものは常に善く見るが如く又善く見せしめすんばあるべからず先づ己れを紀律的ならしめて而して後ち人の紀律的ならんことを望め、之を躬行に現はしたる後ちに於て而して始めて之を口に勸説せよ殊に四人に對する上に於て、最も其の必要なるものあるを信ず、四人の紀律に馴致せざるを憂ふるの前に於て先づ直接戒護吏員の紀律に馴致せざるを憂へよとは予の常に口に唱ふる所にして若し吏員其の人にして能く紀律の何物たるを領得し躬行實踐、果して能く己れをして紀律模型中の者たるを得せしめたらんには四人の紀律は殆んど求めずして自然に保持せらるゝに至るべく而かも其の保持せらるゝや健全に恒久に且つ實質的なるを得べきなり、單刀直入、先づ四人を驅て盡く之を紀律圈内の物たらしむること夫れ或は爲し能ふべからざることにあらざるべしと雖も之れが直接戒護の局に當り躬、四人の師範とならざるべき看守にして若し姿勢、服裝、號令、敬禮其の他諸般の動作に於て苟くも紀律に關如するものあるときは——少くも紀律の精神を領解せざるものあるときは——所謂紀律なるもの恰かも死せる儀式、時ならぬ狂花の如く其の粲然たるが如き美觀も忽ちにしてまた枯凋すべく彼れに由て美なる習慣、秩序、活動を期せんと欲する所以のもの偶々以て神聖なる

活靈物を化して憐れなる器械的木偶人に變性せしむるに至るを免れし、何が爲めに吾人は紀律圈内の物たらざるべからざるが何か爲めに吾人は四人に對して紀律を勵行せざるべからざるか、吾人は四人に對して望むが如くに自らに對しても亦た嚴肅、靜謐、清潔、服從、秩序、勵精、和平、節約及び敏活等の諸徳を格守せざる可らず、紀律は即ち是等の要件を保全し充實し且つ發達助長せしめんが爲めに設けられたるものにして紀律勵行の結果は即ち粲然として是等の諸美を顯揚するに了はらずんばあるべからず俗輩、動もすれば輒ち或は紀律と健康と衝突し或は紀律と作業と干格し或は紀律勵行の結果、事務の澁滯を來たし經濟の不利を招くに至るを免かれずと放言す、斯くの如きは即ち未だ紀律の眞趣味を辨識せざるが爲めなること論を俟たず然かも俗輩をして容易に此の放言をなさしむる所以のもの、吾人は須らく内に顧みて大に警むる所なくんばあるべからず、偏へに嚴肅靜謐のみを求むるものは紀律の要にあらず嚴肅靜謐の内、自からまた潑々たる活動洋々たる和氣なくんばあるべからず紀律即ち愛、愛即ち紀律なり愛なきの紀律は死せる紀律なり、價直なきの紀律なり語に曰く樂んで而して淫せずと然り人生固有の聖き樂みを保全し天職を知り本分に安んぜしむること實に紀律の目的なりと謂ふべく彼の徒らに言を稜にし肩を怒らし枯燥冷淡、唯だ窮苦を感じしむるのみを以て能事となすが如きは抑も亦た紀律の眞義に反れるものなりと謂ふべし、活潑にして騷擾せず其の動くこと疾風迅雷の如くに敏捷にして然かも肅然たる秩序、整然たる調節を失はざることは是れ豈に紀律の妙を得たるものなるに非らずや、彼の漫に靜謐のみに重きを置くが爲めに步調を緩ならしむること恰かも虬蚓の行列の如く運動を制限すること恰かも頑是なき乙女子が節句人

形の安排に心配するが如きの實況ならしめば如何んぞ由て以て多數の人衆を少き時間に整秩し、肉鉢諸機關の働らきを旺盛ならしむるの目的を達し得べけんや、清潔を保つの紀律の要義たるは固より論を俟たず而して所謂紀律なるもの決して美麗を欲し贅澤を好むの謂ひにあらず、質素は飽くまで質素なるを旨とし質素の範圍に於て成るべく經濟的、衛生的且つ道義的に固有の整觀を保全せしめんこと蓋し清潔紀律の要義なりと謂ふべし清潔紀律を勵行せんが爲めに漫に經費の不足を訴へ或は其の増加を希望するが如きは未だ紀律の眞旨義を解せざるものなりと謂はざるを得ず、之を要するに紀律なるもの固より吾人處世の常經のみ敢て異様特色の新奇物にはあらざるなり之れに接して新奇の感を起すものこそ反つて怪むべく實際、また特に一種異様な監獄的紀律なるものを製造せんと欲すること予の甚だ賛成する能はざる所にして此くの如くんば即ち四人をして良民的生活に近逼せしめんと欲する所のもの偶々以て彼れをして一層、大に良民より隔離せしむるに至るを免かれず、彼の「敬禮」なる一號令の下に母の乳房に縋がりて餘念なき攜帶乳兒が何んの意識もなく卒然として叩頭三拜するの様を見る所の者、誰れか慘然として監獄紀律の馴成力に擧げざるものあらんや予は敢て之を以て監獄紀律を咎めんとするものにはあらざれども操縦の局に當る者、宜しく唯だ全きを外形のみに止めず一面、紀律の眞義及び其目的を玩味すると同時に一面には亦紀律勵行の効果即ち其の利弊の繁る所如何をも深く研究せられんこと切望の至りに堪へざるなり、東北各監獄に於ける整美なる紀律勵行の實況を目撃し健羨の餘聊か平生の所思を述べて汎く我が僚友諸氏の一顧を乞はんと欲す

栃木縣監獄に於て予をして最も健羨の情に堪へざらしめし所のものは分房翼の一棟なり房數總べて四十房五間に十五間の建物にして房と房との間隔に三間を取り一列二十房宛にして互ひに相背して檻柵を設け中央廊下に向つて設けある所の房戸は常に之を密閉し出入の四人をして毫も同囚相見ることを得ざらしむ、房の廣さも亦た晝夜分房として起臥動作せしむるに足るべき適度の容量を保ち隣房相通聲するの弊の如きも亦た幾んど絶對に之れなかるべしと思はる、適法なる分房の試験は斯くの如き構造に於て始めて之を施行するを得べし其の成績の如何は倉卒の際予は之を聽くことを漏らせしが必ず吾人をして満足せしむるに足るべき有益なる報道に接し得べきことなりと信ず、尤も其の成績如何の如きは一年若くは二年の短日月に於ける實驗にては輕忽に之を斷言し得べきにあらずるべしと雖も若し今、正に實驗しつゝある場合なりとせば言ふ迄も無く願はくは十分慎重なる注意を近世分房制度の原則に用ひ一の取除けもなく——勿論一の誤解もなく——署員一致、専ら此に研究操縦せらるゝ所あらんことを切望す、訪問効驗あらしむる殆んど唯一の要件とも謂ふべきものなることは當局諸氏、固より善く之を了知せらるべし、予が巡見に際し偶々教誨師某氏の臨房教誨（或は看護書籍の質義に解答を與へられしものなる歟）を施行せられつゝあるを瞥見せしに是は房内に入るに非ずして檻外に於てせられしものゝ如し若し果して常に斯くの如くなりとせば予は之れに對して甚だ不満足の感なき能はざるなり鼻見に依れば他の吏員は姑らく擲き教誨師其の人の如きは訪問の都度、必らず先づ自ら房内に其の身を入れ親しく囚人と膝を接して訓諭を加へ質義に應へ親切丁寧恰かも慈母の愛兒に對し師が其の鍾愛する所の門生に對し將た吾人が我が親信する所の友人に對

するが如く所謂諄々誨へて倦まざるもの則ち是れなるに非ざれば到底血あり情ある温かき我が心意は彼れに感應せしむる能はざるべしと信ず、予は獨り教誨師のみを言はず若し出來能ふべくんば典獄を始め書記看守長諸氏、時々訪問も亦た斯くありたきものなりと望まざるを得ず殊に教誨師の如きは自ら進んでも斯くあらしめられんことを強求せられざるべからざるの義なり、此くの如くんば即ち吾人夫れ或は師に頼つて彼の教誨は無用の長物なりとの滔々たる俗説をして顔色なからしむるに至るの賜に感謝するの機あるを見るを得ん諸氏の寛量なる幸に予が不遜の言を咎むるなく區々たる微衷の存する所を採らるゝあらば豈に啻だに予の光榮のみならんや

(未完)

海外通信

●北米雜感 (第三回)

在米國 留岡 幸助

◎監獄日曜日 (Prison Sunday)

米國人は毎年十月第四の日曜日を以て監獄日曜日と名け、各地到る所の會堂にて牧師、民間の有志家は監獄改良、出獄人保護の問題につき演説、説教し以て大に輿論を喚起するなり、此が爲め局外者に監獄

思想を與へ出獄人保護につきては大に援助を得たりと謂ふ、本日は即ち其當日なれば監獄日曜日につき同志の諸君に此事を報するは敢て無益ならざるを信するなり、

抑監獄日曜日なるものゝ起原を尋ねるに今を去る十年の昔ニウヨーク州監獄協會の書記ラウンド氏の發議により、同洲の牧師凡る百七十人と會議を開き、百監獄日曜日につき相談をなしたり、維れ即ち一千八百八十四年二月廿九日なりき、

其目的は犯罪を防制し、犯罪人を改良する爲めに最

を依頼し、基督教の牧師宣教師には各會堂にて演説、説教を依頼致し度きものなり、先づ余はこのことを縁近き教誨師諸君に謀る、諸君以て如何となす、監獄日曜日開設の日及其方法は他日詳述することある可し

◎マサチューセツト監獄協會

該會は一千八百八十九年今を去る六年前設立せられたり、

其目的

第一條 犯罪の防制、及犯罪者の處遇に關し輿論を喚起すること、

第二條 監獄管理法並に刑法の改善を企圖すること、

第三條 習慣的犯罪者の與ふる毀害より社會を防衛すること、

第四條 無辜の告訴を受けしもの、若くは無罪者に對して大に同情を表し、之を救護すること、

第五條 條件附の裁判に宣告せられしもの、及一監者の家族を救護すること、

第六條 自助的方法によりて四人を改良すること、

第七條 放免囚の爲に正當の働を與ふること、

も有益なる方法は如何なることを研究し、此を演説に説教に唱道し、以て社會の輿論を喚起するにあり、實に良法と謂つ可し、余は今我國人が監獄改良、出獄人保護てふことにつき如何なる者を抱懷しつゝあると謂ふに、司獄官、教誨師を除くの外恐くは監獄問題を胸底に有するもの甚だ僅少なるを慨かずんばあらず、社會を改良し、罪業深き衆生を濟度さすと大看板をかけて大聲疾呼する、基督教の牧師、佛教の僧侶すら實に斯事業に冷々淡々たるには一驚を喫せずんばある可らず、吾人は無理に監獄改良に加勢を願ふにあらず、彼等は奮つて斯業に加勢すべきの責任あるものと思ふ、社會改良衆生、濟度を以て自ら任する先覺の士にして尙かくのごとしとすれば、一般人士の斯業に冷淡なるは最の次第なり、吾人は時として斯問題の喚起即ち社會の輿論を喚發せん爲めには太鼓をたゝひて順禮したく思ふ程なり、吾人幸に此の國に來り監獄日曜日の設あるをきゝ、殊に本日は其當日にして各地の會堂にて斯問題を唱道しつゝあるを見聞し、筆を揮つて此の美舉を我國同志の士に報せずんばある可らず、願くは我國にも斯種の定日を設け、佛教界では各寺院にて名僧智識に説法

會 員

第一 名譽會員 一度に百弗を寄附するものを名けて名譽會員となす、

第二 終身會員 一度に二十五弗を寄附するものを名けて終身會員となす、

第三 通常會員 一度に二弗を寄附するものを名けて通常會員となす、

該會は大に其結果ありて、たの終身會員と二弗を寄附する通常會員は數千人の多きに達せりと云ふ、又以て其熾んなる知るべきなり、

雜 錄

●別房留置人處置に就て

監獄内の別房留置人は歳を逐ひ月を重ねて益々増加するの傾向あり當局者に於ても常に大に憂慮せらるゝ所に於て之れが減少策を講ぜられつゝあるは余輩の曾て聞知する所なるにも拘はらず未だ其實効を舉ぐる能はざるは余輩の平素遺憾とする所なり而して其原因を探聞するに大に之を沮止するものありしが

けしめて可なり隣保郷黨の感觸何かあらん況んや監視中は警察署監督の下にあるものなれば警察官に於て充分保護監督の任を盡して可なり、然るにも拘はらず前陳の弊害なきにあらざるより近時其筋の一般に注意を與へらるゝ處あり漸次予輩否な監獄當局者の目的を達せしむるに至り昨今大に別房留置人の減少を見るに至りたりと云ふ斯道の爲め予輩慶賀に堪へざるなり尙一言警察官に望む所は此監獄の別房より歸郷し監視執行を受けつゝあるものに對する監督を層一層精密にせられ他日犯罪を爲すが如き餘地を與へられざらんことを而して後監獄當局者が能く行刑の本義を貫徹したるものと云ふべきなり各地警察當局者諸君幸に引取人なる文字に重きを置かず監督の目的を達せしめられんことを望む

●監獄醫諸君に望む

監獄醫治及び監獄衛生の事は獨り監獄醫專任の職務にして予輩素人の得て容喙すべき所にあらざるは勿論予輩が非議するを許さずと雖も予輩監獄統計に就き呼吸器病殊に結核質の病症に罹り死亡する者の多きを占むるは實に驚くべき多數にして常に普通人の

如し以下に於て之を説明せん

監獄當局者は常に此別房留置人をして減盡せしめんことを欲し在ると在らざる手段を講究せられつゝあるは余輩の言を俟たざる所にして可成多く工錢を貯蓄せしめ住居の地に歸着せしめんことを望み其住居なきものは在籍地の警察署に照會し引取人の捜査を請ふ等屢次なりと雖も然れども此警察署の調査は動もすれば不充分たるの誹を免かる能はざるのみならず甚だしきは自己の管内に犯罪分子の増加せんことを恐るゝが如く又或は現に同胞兄弟の間柄にして引取を肯んせす及び郷黨隣保の間に故障する者あり等の事を口實として引取を肯諾せず云々を回答し來るが如き向き從來多きが如し實況果して如此なりとせば實に誤解の甚しきものと云ふべし抑も別房留置人とは余輩の言を俟たず監視中のものにして住居なく又は引受人なきもの語を換へて之を云へば監視執行地なきを別房に留置し監視の執行を受けしむべきものなれば其性質監獄に拘禁し置くべきものにあらざるは勿論にして苟も家に父母あり兄弟あるものは即ち住居なきものにあらざして引取人の肯諾は強て之を要せず犯罪以前の住居に復歸せしめ監視執行を受

統計に比し十餘倍若くは十數倍の多きを占むるを見るは掩ふべからざるの事實なるが如し最も監獄内に結核質病症の多きは作業の種類及び工場の廣狹如何に大關係を有するは勿論なるべしと雖も然も之を防遏するの手段は關如するものなきやは平素予輩の憂慮する所なり去れば之を豫防し之を醫治する方法を講究せられんことを我監獄醫諸君に望まんとす予輩素人の觀る所を以てすれば結核質の疾病たるや多少傳染質のものに相違なかるべしと雖も要するに其原因は藝工の如き其他複雑なる作業寧ろ清潔ならざる空氣中に然かも狹隘なる工場に多因合居せしめ汚穢物を吸取せしむるに原因するものにあらざるなきか最も彼の藝工の如き監獄作業として之を嫌忌するは勿論なりと雖も無職無藝なる役囚を使役する上に於て餘義なく設置せらるゝものに相違あらざるべしと雖も結核質の病者は過半藝工作業に久しく従事するものに多かるべしとは予輩の想像する所にして實際に於ても又爾るか如し予輩各地の監獄を巡見し其藝工場に至る毎に彼の無數の藝屑細片の空氣中に飛散して各人に呼吸せられつゝあるを見る毎に最先に予輩の心頭に其有害にして病因となるの恐れを抱か

しむること比々として皆な然らざるはなし其他此類の作業少なきにあらす然れども其有害を知ると雖も他に之を轉業せしむる能はざる以上は可成之を豫防する方法を講究するより他に其詮あらざるが如し而して之を豫防する方法を講ずるもの誰とかを爲す云はずして其監獄醫諸君の本職たるを知る世の監獄醫諸君如何にして之を防遏し彼の恐るべき結核質の疾病の爲めに監獄の鬼となる者を救済するの勞を取られんことを切望に耐へざるなり聊か監獄醫諸君に望むこと然り

●朝鮮の監獄

朝鮮に於ける監獄は日本と異なりて四徒自から金錢を支拂ふて食を求めざるべからず故に之を支拂ふの餘力なきものは往々獄中に餓死することあり彼の許嫌(……)憔悴死に瀕せんとするも亦た之に外ならず或る日の事なりと許嫌自から其筋に請ふて妻女を招き面會して困憊の有様を説き且つ金融の道を授けて之に食を與へんことを懇請せりと云ふ四徒素より犯罪の嫌疑あるものに食を與へざるに至つては實に言語に堪へざる次第あれども去り連亦た之に

食を給するときは罪人ならざる四徒の續々輩出する事なるべしとなり云々

付言右は果して事實なるや如何は予輩之を確信するを得ずと雖も若し果して信なりとせば其野蠻蒙昧なる事他を類推して知るべきなり我日本帝國這般の義舉此國の獨立改革を圖る又以て難哉矣

●德川幕府裁判所の構成及權限 (承前)

御直裁判例

幕府治罪法各種の内重大の件は將軍自ら裁斷を掌る則ち最上高等裁判にて古來其實例尠なからず今茲に其二三の例を掲げて體裁を明示すべし

黒田家騒動

寛永十年癸酉三月、三代將軍大猷公(家光)の御實記三月十五日黒木書院に(城内御國持(列藩)并譜代の衆を召して去年松平平右衛門佐忠之叛逆の事、家司栗山大膳より訴へければ忠之香光院に贊居し頻りに冤狀を訴ふ依て屢々鞫問ありしに大膳が訴の趣非據あるをもて忠之を御ゆるしある旨御直に仰せふくめらる大膳并其子大吉は南部山城守重直に預けらる

之不敬の罪なきにあらざりと雖も叛逆の事更に無根の飛語たるをもてその罪をなだめ本領をかへし下さる旨をつたふ

編者曰く世に傳ふる黒田騒動と稱する事件後世虛説の人口に膾炙する所以は蓋し稗史小説の類普く世に行はれ夫の無稽の附會説に原由し遂に妄誕世に行れ其真を知るもの絶て少きに至る今徳川幕府の正史に遺す所本文の如くなり

松平右衛門佐忠之は幼名萬徳九と云ふ父は筑前國福岡の城主五十二萬石從四位侍從黒田筑前守長政の嫡子母は東照宮の女榮姫なり慶長七年筑前國福岡に生れ年十一才即ち慶長十七年將軍に初めて謁し同十二月東照宮の面前にて元服を加へ將軍台徳公に謁し松平の稱號を許され御諱名の一字をたまはり忠之と命じ右衛門佐に任せらる元和元年夏大坂の陣に功あり同九年閏八月筑後守父没し其封を受繼ぐ本件の起る時は寛永十年年三十二才

栗山大膳は父を備後と云ふ没後家を繼ぎ家老の職にて國政に預る、先主長政病氣危篤の時大膳を召て遺言し忠之の補佐に任ず忠之壯年血氣に速り奸人を近づけ既に國政を攪亂せんとす大膳之を歎さ

世に傳ふる所は大膳このこと訴へたるははじめ忠之をめして御前にて對決せしめ御檢斷あるべしとありしを忠之承り大膳が訴ふる所虚實はとされかくされ忠之が事は既に三朝の國恩に浴し骨肉の親に連り、御家號をさへたまはり候身分なり大膳は其奴なり主と奴と對決せんこと君臣の道に於て古今其例あるべき道理とも存じ奉らず候まして御家號をけがし候身にて奴とは是非をあらそわんこと、上に對し恐れある事なり、たゞ某に切腹を仰付られんに於ては仔細あるまじきにて候と申上げる之を最も聞召分られ、その後忠之を内々にめして御みづから、尋ねさせたまひ大膳は老臣をして鞫問ありしに大膳が申分不明なりしかば忠之遂に罪過をぬかれたり忠之この恩にあつく感じければ島原一揆の天草城攻にもろの身素肌になつて士卒を指揮し苦戰して無二無三に城をのりしたりとぞ傳へたり

(本文は御實記を其儘寫置くものなり)

三月十六日西城、酒井雅樂頭忠世(當時忠世は西城の御留守居として任居せしものなり)か許に伊井掃部頭直存松平下總守忠明及び諸老臣を會し松平右衛門佐忠之及びろの家司等とめし忠

て諫むること屢々あり然れども更に用ゐられず大膳不得止公儀の權を借り奸臣を黜けんとして罪を已れに歸して刑を蒙り配所にて死す

宗家の騷動

寛永十二年乙亥三月同公御實記

三月十日明日宗對馬守義成其臣細川豐前守調興爭論を御前に於て糾問あるべければ國持并譜代の大名ことごとく登營すべしとて、ふれられける儒役、林道春信勝御前にて諸老臣とにも會議せしこと

三月十一日大廣間に出まし宗對馬守義成并家士柳川豐前守調興を御前に召て御みづから糾問し給ふとて三家、諸大名ことごとく伺候す

三月十二日黒書院にて諸大名を御前にめされ仰出されしは對馬守義成が家臣豐前調興其主に對し訴論する趣ことごとく對決せしめられしに調興の申所一事として證據とせらるべきなしとて自殺命せらるべしといへども國初以來官事奉りし故をもて、一等を減じ津輕土佐守政義にあづけられ、その地に配流せらる調興が郎等松尾七右衛門并子一學は對馬守義成及び豐前調興が幼稚の時より非議の謀書をつくり來るを以て父子共に斬に處せられ以酈庵の僧、玄方はろ

に及びしかば調興せんかたなく長老をかたらひ日本國の下に王の字を書加へて彼の使に渡しければ信使も事ゆへなく受納めて歸りしとぞ聞へたりと云かるに寛永八年に至り義成、調興、主從訴論に及び今年に至りてかく其ことまでも罪蒙りしは國書の式を私かに矯作せしことあらはれしによりて主從たがひに其罪の歸する所をあらそひしものことにやされば調興矯作の罪のかるべきにあらねど、ひとへに其國のためを思ひ兩國隣交のやぶれざらん様にとりかはからひしには、まてふべくもなければ、其罪をばなだめられしならんとぞきこえける

加藤家の騷動

寛永二十年癸未三月同公御實記

三月十五日加藤式部少輔明成が家司堀主水といへるもの主を恨むる事にて四年以前亡命し、こゝかしこに、かくれすみける明成は憤り討手をさしむべきよし聞へければ主水たまりかねて、この程大目付筑後守政重かもとに、いて、一封の書をささぐ、よてけん評定所にめして尋鞠ありて主水はまづ溝口出雲守宣直に預けらる

世に傳ふる所明成は父に似ず世のあざけりを蒙る

の草案をつくりしをもて、これも南部山城守重直にあつけれ、その地に配流せらる對馬守義成はこたひ其罪をゆるされ元の如く召仕はるによりて此後彌朝鮮通交のこと正直に執行ふべし、もし壅蔽の舉動あらんには速かに家國除かるべしとなり

世に傳ふる所はこの訴論おこり其かみ神祖台徳院殿の同時朝鮮へなしくださるゝ國書に日本國源御諱としるさる、これ僧承覺が草せしなり、その後元和三年に及び南禪寺長老崇傳國書の草かきて捧るとき調興申しけるは前年の書に日本國王としるされ候事日本いまだ一統せずと覺ゆるなりとて朝鮮の君臣疑惑を生じ紛々の論ありき今度も又そのごとくならんには韓使等うけをさむまじきよし、すでに内議すると聞及べり今度に於ては國王となし下さるべきよしあながちに論しければ長老此事を以て執政の人々と議し高麗は夷狄の國なり日本王と高麗王と書を相通せられし事なし、前年の國書を閱し長老が草せし所古の例により此度に至りても王の字用ゐらるべきにあらずと申ける、よて一同に長老の説に歸し國書の式を改め給はず王の字をば加へられざりしにより此事すでに難義

ことども多かりしかば主水之を諫むること、しばしなりしより遂に君臣の間こゝろよからず其頃主水が從者他の從者と爭論せし事ころ全く他の從者が非なりしを明成兼て主水をにくみしければ遂に主水が從者を非據たるよしに決斷せり主水おのが從者無實の罪に陷る事をなげき、うつたへければ明成大に怒て主水が職をうばふ、主水やすからぬことに思ひ、弟多賀井又八郎眞鍋小兵衛等先として宗徒の從者八人妻子從類すへて三百餘人を引具し寛永十六年四月十六日寅の一點に奥州若松の城を出で倉兼川をわたり、往來の橋を燒すて、去りぬ（編者曰く一書に會津の城下を出て中野と云ふ處にて鉄炮をはなち倉兼川の橋を燒立てたりしとあり）明成此由きゝて益いかり討手をさしむけしかど、主水が主從ともはや逃去りて一人も得討ずこれより所々手分して尋求むると急なり主水は鎌倉まで逃のぼり、かくれいたりしかど討手ひこふよしを聞て、高野山におもむく、よて明成より高野に使たてゝ、すみやかに主水以下のものをからめ取て、いだすへきよしはせければ、山にはさるもの來らずとのみ答ければ明成彌、いきど

はり、この上は、をのが所領にかへて彼家人を追捕せんよしを、こたへ既に軍兵を高野山にむけんぞす、主水たまりかね紀伊亞相の封内に來りかくれしが明成また亞相へ此由申て討手をさしむけんとしければ主水ろこをも逃いで、江戸に參り（編者曰く一書に老臣のもとへ一封の書を奉りしとあり）おのが罪なきよしを申ひらかんとてうつたへ出しとぞ、紀年録の説によれば主水このとき明成兼て返逆の志あり元和の役に大阪の城中に内通せしことあるよし封事もて、うつたへし趣をのす、まことにや

（未完）

特別寄書

●監獄作業に就き印南於菟吉君に一書を與ふ

在米國 留岡 幸助

此頃新着の監獄雜誌第五卷第五號を手にし、精讀すると數回、而君のものされし「作業の性質を論じて北海道炭礦業に及ぶ」てふ寄書の如きは最も多くの利

が如きは自家擲看にあらざして何ぞや、而して痛楚を論ずる點輒頭輒尾復讐主義なり、言はゞ汝犯罪者よ惡事をなしたるが爲め其應報として茲に來れり、故に可成多く苦痛せよの主義の如し、蓋し君が「犯人の心性を矯正する方法としての作業」てふ次に於ての語中左の句を發見すればなり

入監初期に在りては専ら、痛楚多き作業をするを本體とし、倭改の狀顯れたる者に對しては、他日生計を營むに足るの作業を科するを善しとす、

と此語によりて見るも少くとも君の意見は入監初期の犯人に對しては昔英國に行はれし空役説を復習せんとする者なり、而して君は（二）に論じて曰く犯人の心性を矯正する方法としての作業、（三）に曰く監獄經濟獨立の方法としての作業と言へり、然れども空役説復習の作業が四人を矯正する道德、監獄經濟を獨立ならしむる方法となり得るや如何、余は斷じて矯正にも經濟にも適當せざるを斷言せん、於是乎君が折角學術的分解により區分せし作業性質に於ける區分法は適々以て自家擲看を來せり、吾人は如斯作業を以て君の言はるゝ如く

害を以て閱讀したる者の一つなり、然れども不幸にして君の論旨余をして満足ならしむる能はざりしは遺憾限りなしと謂ふ可し、故に失禮を顧みず一評を試み併せて余が炭礦業に對する卑見を陳述せん、君作業の性質を論じて曰く

（一）懲戒の方法としての作業

刑罰執行の結果としては痛楚を彼に與へて懲罰の効あらしむることを要す、故に此點より作業を観察すれば、須らく苦痛多き作業を撰ぶを可とす、（中略）茲に所謂痛楚とは犯人に對するの謂にして必ずしも苦痛多き作業其物を指すに非ざるを證せん例せば、身体孱弱なる者に對して、炭塊の運送業を科するが如きは蓋し、酷待と謂ふべく、之に反して強壯なる者に向ひて綯縄工を科するが如きは定役の本旨を缺くものと云ふべし兩者共にその非たるを免かれざるなり、（中略）

右引用せし君の論は自家擲看の點あり、須らく苦痛多き作業を撰ぶを可とすと云ひ茲に所謂痛楚とは犯人に對する謂にして必ずしも苦痛多き作業其物を指すに非ざるを證せんとして以下數句を羅列せし

此の三個の方法を充たすに足る所の作業は完全なる作業

とは斷言し能はざるを如何んせん、

（二）犯人の心性を矯正する方法としての作業此段に至りては君に同意する最も深し、

（三）監獄經濟獨立の方法としての作業

につきても別に異論なし、

然れども徹頭徹尾君と意見を異にするは四人をして炭礦業に使役することなり、君は懲戒方法としての作業の末段に於て曰く

殊に彼の北海道集治監にて、兇惡不逞の健強者に對して、採炭を科するが如きは、此の點より觀察せば、刑罰の本旨を得たるものとす、

此言によれば君は作業を以て刑罰を實行せんとすること益々明かなり、故の監獄顧問せしバツハ氏は如何に云ひしぞ、

作業ヲ以テ懲苦ノ目的ヲ達セントスルハ啻ニ其目的ヲ達シ得サルノミナラズ治獄ノ主旨ニ矛盾スルヲ尠少ニアラサト云フ可シ、何トナレバ作業ヲ以テ懲苦セシムルハ生業ヲ嫌忌シテ罪惡ニ至ラシメタル者ヲシテ益々嫌忌セシムルカ、然

特別寄書

ラザレバ出獄ノ後從來ノ生業ヲ營ム能ハザラシムルニ至ルヲ免カレザレバナリ、(國邊監獄註解に於けるもの)

而して君は(二)犯人の心性を矯正する方法としての作業の末段に曰く

此の點(此點は君の言ふ前節の修改の點に對し、す)に關して、北海道の炭鑛囚は、亦、甚しき抵觸

あるを見ず蓋し炭鑛に従事せしむるも、必然已むを得ざるに出でたる作業と謂ふべきなり

此語頗る解する能はず、止むを得ざるに出でたる作業とは果して何を指すか余は犯人の心性を矯正するの方法たる作業として囚人を炭鑛業に就役させることは頗る不同意なり、恐くは此ことに關して論ずるにつきては余は最も其資格を有するものと云べし、蓋し本年四月まで四年間北海道集治監教師空知分監詰を拜命し、大に幌内外役所(即ち炭鑛業に従事する所)在監者には種々の工風を運らして教誨せしものなり、然れども余が四年間の教誨殆んど水泡に屬せしにはあらざる乎と思ひしこと數々なりと、如何んとなれば炭鑛業は感化に必要な希望即ち囚人の希望心を絶滅ならしむればなり、

るに君は

修改の狀顯れたる者に對しては、他日生計を營むに足るの作業を科するを善とす、此點に關して、北海道の炭鑛囚は、亦、甚しき抵觸あるを見ず、蓋し該道に在りては土地の狀況等より視察せば亦、炭鑛に従事せしむるも、必然已むを得ざるに出でたる作業と謂ふべきなり、

嗚呼何と言ふことぞや、余は斷言す道義觀念を與ふる作業としては採炭事業は尤も不適當なる業務なりと、

其他檢束上、衛生上、寧ろ實に言ふに忍びざるものあり、君審かに之を知らんと欲せば、北海道集治監にて調制したる炭鑛服役囚負傷及死亡表を見よ思ひ半に過るものあらん、戒護上の困難なることは暗櫓たる坑内里餘に亘る屈曲迂回の裡にて嚴正至格なる規律の勵行出來得べしと思ふ乎、誤謬も又甚しと謂はざる可らず、余は茲に筆を擱くに當り君に一言すべきものあり、此稿を認むると共に、作業原論なる一文を認め本會に投しおきたれば其内掲載せらるべし、乞ふ一讀せられんことを希望す、妄評多罪、

批 評

何をか絶滅と云ふ曰く説あり、朝に坑内に出役するの囚人は夕に歸るの望甚だ少なければなり、蓋し朝に出役したるもの瓦斯暴發の爲め、若くは絃盤の爲め頓死すること數々なればなり、以是老頑最惡の囚人中には採炭服役を悦ぶものありと雖、そは坑内にて犯則をなす慾望心より稍、改悛したる罪囚は坑内に入ることを戰々兢々の念止まず、日には幾度か署長に拜謁を乞ひ、分監歸監を志願するもの接續引きも切らず、余は數人署長より囚人の志願につき説諭に困まると云ふことを聞きしなり、何が爲めに彼囚人は署長をして忙殺せしめん斗りに頻繁に分監詰換を志願するか、他にあらず朝に出で、夕に歸るの希望なければなり、故に余は典獄分監長より數々炭山教誨につき諮問に與りし時只以て答ふるものは左の語なりき、

一日煖めて十日冷やす

週間に一回の教誨(定日土曜日)と臨房教誨位ひにて殘餘の時間は暗櫓たる坑内にて惡漢互に文通、交語し、總ての犯則は意に任せて之をなす、何を以て乎彼仁義に歸らん、何を以て乎彼正義を踏まん實に遷善改過は至難中の至難と云はざる可からず然

批 評

●二大著書

在米國 留岡 幸助

抑二大著書とは何ぞや、
第一、監獄學 小河滋二郎君著
第二、刑法論 岡田朝太郎君著

想ふに吾人は斯種の著書を希望したるもの、一人に相逢なきを信するなり、蓋し世に刑法及監獄學に關したる著書多少なきにあらずと雖、刑法學者なれば監獄學の至重至貴なる所以を蔑視し又監獄學に關する著述なれば刑法を離れて只單に監獄のみを論ずればなり故に何れも跛足論にして吾人が理想として希望するものを充たすにたらざればなり、吾人は何故に殊更にも小河君及岡田君の著書を賞賛するかと云ふに、抑々また理なきにあらず、蓋し吾人は平素兩君を以て刑法及監獄專修の學者、しかも熱心家として敬慕し居ればなり、加之兩君は刑法、監獄二ツながら至要として併考せらるればなり、小河君は監獄學者なれども、斯業に投身せらるゝ所以は大學に

ありしとき、刑法を専修する傍ら、如何にせは此の刑法を有効ならしむべき手を熟案默察されたる末遂に監獄實際の貴重なるを悟り、奮つて斯業に投身されればなり、故に監獄學専修は君の天職なるが如しと雖、刑法上より常に觀察を下し刑法の如何に監獄學と密接の關係あるかを考へらるればなり、また

岡田君は身、刑法の教授にして、刑法専修はまた君の天職なりと雖監獄事務、監獄學に通曉せざれば珠玉の刑法も空論に過ぐるの恐あるを以て、殊更監獄實際上の智識を肝要とせらるればなり、君嘗て余に語つて曰く

留岡君よ僕は罪科學を極むるにつき典獄官にならざれば以て研究し能はずとすれば奮て其官位を占むる積なり

と又以て君が監獄に對する意向の如何を知るに足らんかゝる來歴より、監獄に刑法に投身されたる兩君が著述なれば學理に實際を斟酌し、實際に學理を兼ねて論述せられしや知るべきなり、吾人は此頃兩書を得て繰返し讀みならざる喜悅を抱懷したり、方今此種の著書稀にして斯業の未だ眞面目ならざる時に、

刑罰權につきての基本説は刑法論第三章刑罰權の基本(刑法論五ページ)と類肖せり、只々前者は單簡を主とし、後者は精密を主としたる差異而已、其他犯罪と云ひ、自由刑と云ひ、教誨、作業、及監獄制度の沿革に至る迄兩書共丁寧懇切に論せられたり、其似たる何ぞ其れ甚しきや、兩君の刑法及監獄に密接の關係を有せらるゝ思想茲に於ても其顯象を見るべし

著述の苦心、博士イー、シー、ツインスの監獄學は八百ページに垂んとする大著なり、其自序に曰く「此書十八年の長日月を亘りて完成せり」と、亦我國の小説にして有名な馬琴の八犬傳は二十五年を費せりと云ふ、又以て其苦心想像に餘りありと云ふ可し、

今や小河君の監獄學は本論のみにても九百四十六ページ、岡田君の刑法論は千二百二十四ページを有せり、又以て兩書の大著述なる知るべきなり、婦人胎みて子を産む其苦や大なり、學者思想を懷抱して之を著書に顯はす、其苦心や難産も又及び難けん、小河君の例言中に曰く

著者が本書の起稿に従事せんと欲するの意思を

此二大著述を我日本に得る實に天の我國を惠み斯業を幸する偉なりと謂はざる可らず、

讀者諸君の知り玉ふ如く、第十八世紀の半ば、監獄暗慘たる當時、刑法及監獄學者として、以太利にはベツカリア、佛蘭西にはヴォルテア、英吉利にはブラクストン、ペークー、エドの學者輩出して、犯罪及刑罰につき新主義を唱導し、而して斯業始開の祖ジョンハールドは實際界に下りて潜心熱意監獄の宿弊を採見し、大に學者數輩と提携唱和したり、以是斯業の改良は旭日の曉々として暗界を照せし如く、新主義の白晝を見るに至りたり、吾人今兩君に於る二大著述を批評するに方り、大に第十八世紀の當時を憶起せずんばならず、吾人は新版の一大著述は將來に於る斯業の酒母と謂はずんばあるべからず、

二大著書の類似點、余は兩書を名けて「手段を異にし、目的を一つにして、働く兄弟」と云はんとす、然れども何れが兄たり弟たる乎は吾人の知る所にあらず、前者は監獄を目的として論じ、後者は刑法を目的として論じたるものなれば其同じからざるや喋々を要せず、雖然兄弟なるが故に類肖する點鮮しとせず、一二を挙げれば監獄學第二章第三節(監獄學八十六頁)決したるは決して一朝一夕のことに非ず……前略著者此に慨あり、微力自ら揣らず、公務の餘暇を以て監獄學と題する一書を編纂せんと欲するの意思を決し稿を起すこと既に數十葉云々……また曰く

然り、嘗に起稿の意思を決したるのみならず、其幾分の端緒は今を距る四五年前に於て既に之れに着手せり……又曰く此に復た稿を改めて本書の述作に従ふこととなりぬ、爾來營々或時は夜を徹し、或時は病を冒し、斯くの如きもの凡ろ六閱月幸に公務に欠くる所なくして終に不完全ながらも本書の成功を見るを得たり」云々

苦心の程想像も又及びざるなり、岡田君其書中著述につきての苦心一言もなしと雖小河君に劣らざる苦心と勵精ありしや言を待たず、兩書につき讀者諸君に希望する片言 斯業に身を投ずる吾人は如此の勵精、勞苦、に酬ゆるには能く讀み、能く消化して實務に大益あらんことなり、吾人は近來我讀書家中に一種の弊害の醸成し來りたるを認め、大に痛嘆せざんばならず、蓋し他にあらざる購求したる書籍を書棚に累積排列して、一種の骨董物視するに至りたる

こゝ此れなり、(歐米は更に此弊甚しと云ふ)書籍は必要品なり、學者の生命、實務家の指導標なり、然るを贅澤物と偶然棚に飾りて熟讀誦味せざるに至りては、寸分の効なく不經濟も又甚しきものなり、願くは二大著書を購求せられたるの諸君は熟讀誦味せられんこと此なり、兩書の如きは吾人が千刻萬金に値する時間を費して閱讀するの價值あるや余の私言を待たざるなり、吾人斯くの如く兩書の價值を賞賛すど雖、一も二も兩書を賞め立てるものにあらず、或點に於ては同意せざる所なきにあらず、然れども今や喋々述べ來りて記すべき餘白なし、細論詳説に至りては他日を期して、論ずる所あるべし、兎に角兩大著述は近來の名著にして誰人も此點に異論なかるべし、聊か出版につき余が祝意を表はして以て希望を述べること如斯、倉卒意を盡さず看官其れ之を海恕せよ、

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

ちたり、眞の説教には此の能力あるものならん、ダニエル、ウエブスターの語に

若し今日の傳道師をして個人に對し説教すると一層多く、群衆に對し説教すると一層少なからしめば聽衆中耳を傾けざる者少きに至らん
 如何にも説教者が一箇人々々に充分するやう説き教ゆるを得たらんには確に説教者の目的を達するに近からん、然れども予は説教をして單に談話味なるべしとのみは思はず、況してや嚴正威儀を存じ、偏する迄に深重謹慎ならざるべからざる監獄教誨に於ては尙は然りとす。

問 答

在廣島 東海逸史稿

- (1) 工場の見守看守は其工場を支持事務とすれば四人と相親狎するの弊あり亦た轉替輪交とすれば甲乙の看守に於て取扱上往々區々に渉るの弊ありと云る者あり實際上果して然るや敢て識者に問ふ
- (2) 就役囚に規律の勵行は作業督勵の阻碍物なりと云

教 誨

●個人に對して教誨すべし

原 胤 昭

先年の事なりしが、津田仙翁の談話に 君よ面白い話ころあり、予れ過る日曜日麻布の會堂にて説教を聞きしとき君の隣席に座し居たる僧侶に道にあへり、彼れは頗る説教に耳を傾け聽聞しつゝありしと思ひしにより予は馬車を止めて僧に尋ねたり、君は過日麻布教會にて基督教を聞居りし人ならん君かの説教を如何に聽きしや、僧答て曰く 我れ甚だ敬服せり其教義は少間おき、何はとも彼の日の説教者は自己が心意をうのまゝ、言辭に表はせしものにて眞實言詞に表はれつゝありしなり、あれでこそ説教ならめ、實に予は終始彼の説教者は我れにのみ説き教へらるゝかどさへ思ひたりとて深く其人を慕ひて其名其縣など聞しにより某氏のと委しく語りて分れたりと説教の興味はこゝに宜きを得たりと云はんか、予も故新島襄先生の説教を聽く時はいつも此の感を保

る論者あり果して然るや請ふ明教を垂れよ

- (3) 看守の服務規程は規則的の規程を可なりとするや果た命令的の規程を可なりとするや
 (各地其規程を一定せざるやに聞く)

●法海生の質疑に答ふ

在大坂 洋々 散士

法海生なるもの本誌第五卷第十一號に於て四個の質疑を掲げられたり散士之を一讀するに第一問は最も價值あるの疑問にして其の他は平易簡單の疑問なり依て散士は第一問に對しては詳細之を論述し他は簡單に之が解答を試みんと欲す

- 第一、 換刑輕禁錮中は公權を行ふことを停止するや

答ふ公權を停止す可きものにあらず其の理由は刑法第三十三條に曰く禁錮に處せられたるものは別に宣告を用ひず現任の官職を失ひ及び其刑期間公權を行ふことを停止すどあり本條の所謂禁錮なる者は判決に於て重禁錮若くは輕禁錮に處せられたるものを云ふの意なり彼の罰金の如きは假令他日換刑となるも輕禁錮に處せられたるものと云ふことを得ず故に換

刑の輕禁錮は禁錮其のものゝ處分を執行するに非ずして罰金刑を執行するの變體方法に外ならず故に公權を停止すべきものに非ず然れども爰に注意すべきことあり公權は刑法第三十一條列記の公權なり而して此の公權は無論換刑執行者に對しては法律上停止せしに非ずと雖ども罰金刑を執行する變體方法即換刑執行の結果より自然公權を有形的に行ひ得可からざることありと雖ども其の資格に於ては敢て差支なし世間往々換刑執行中は外面上有形的に公權を行ひ得可からざるが如き狀態あるを以て直に公權を停止せられたるものと解釋するは其の當を得ず何となれば其の公權を停止せられたるために其の權利を行ふこと能はざるは公權は停止せられざるも或る狀態即換刑執行の自然の結果より公權を行ひ得可からざるとは大に異なればなり今一二例を掲げて之を論ぜん兵籍に入るの權若し此の權を停止せられたるときは其の換刑執行の期間中は兵籍に入るの資格なきものなれども停止せられたるにあらざるを以て其の資格は現存するも換刑の爲め拘禁せられたるを以て到底兵營に入るとは得可からざるなり是れ換刑執行より生ずる自然の結果なればなり又勳章年金位記實號恩

待遇を爲すべきのみ故に普通輕禁錮の如く嚴格に自由を剝奪するが如きは至當の待遇にあらす司獄官たるもの宜く個人的待遇を以て可成之を寛遇するの方針を採るに至當と思ふ然れども絶對的に懲罰に處せざるが如きは策の得たるものに非ず而して書信接見等の如きも普通囚人と殊更に區別するの必要なし只當局者たる典獄に於て必要と認めたるときは之を許可する敢て妨げ無し次に作業を請ふときは之を許すも不可なきなり

第三、別房留置人にして逃走したるときは既未決何れに依て處分するやと云ふにあり、散士は此の場合には刑法第一百五十五條監視違犯を以て論ずるに至當とせり何となれば別房留置人は最早主刑満了したるものなれども其の附加刑たる監視を引受く可きものなきが爲め止むを得ず刑餘者を監獄の別房に留置し監視を執行し居るものなり然るに逃走したるの事實は取りも直さず監視の規則に違犯したるものなり彼の囚徒逃走罪の如きは必ず犯罪者の身分既決囚たり又は刑事被告人たることの要素は逃走罪に欠く可からざるものなり然るに別房留置人は此の要素を欠くを以て逃走罪を構成せざる所以なり

給を有するの權此等の權は換刑執行の爲め何等の影響を及ぼさず故に年金恩給を有する者は換刑執行中と雖ども其の期間恩給年金を控除せらるゝに非ず當然受くることを得又位記若くは貴號即華族たるが如き資格に於ては現存するものなり或は外國の勳章を佩用するの權此等は換刑執行中報衣の上に佩用するが如きは監獄の秩序にも關し且つ監獄の規則上許可せざるものにして法律上佩用するの權利を停止したるものにあらす何となれば在監人の物品は凡て之を官に領置し必要のものにあらざれば本人に之を下附せざるが如きは固より典獄の職權にあるものなればなり殊に勳章の如き金屬は監房を破壊するの恐れあり爲めに他囚人をして脱監越獄の機會を與ふるゝ如きことなきにしも非ればなり其の他此の例に依り類推せば蓋し思ひ半ばに過ぎん

第二、換刑輕禁錮者に對する懲罰及書信接見は普通囚人の例に依る可きや將た他に特例ありや及作業を爲さんことを請ふときは之を許す可きやと云ふにあり、散士以爲らく換刑輕禁錮者に對し未だ特別の特遇法あるを聞かず故に普通囚人の例に依るべきは固より疑なしと雖ども只司獄官の隱裡に於て個人的第四、別房留置人の懲罰は監獄則第四十二條に依る可きや、散士は監獄則第四十二條に依るべきものにあらすと思ふ何となれば監獄則第四十二條には囚人獄則を犯すときは云々と規定せり別房留置人は決して囚人に非らず囚人に非ざるゝ故に四十二條を適用することを得可からざるなり

●狐疑生に答ふ

孤獨生

狐疑生なる論者あり本誌第十號に於て個人的待遇の本義及び未已決囚に對する個人的待遇の適用に付説明を求められたり予輩之れが答辯を爲さんとす、個人的待遇とは文字上既に明かなるが如く各人各個に就き其性質及性狀如何により尙ほ之を換言せば各囚が犯罪以前即ち社會上に於ける身分上の位置及び境遇習慣等を斟酌々量して之れに適應する相當の待遇を爲すを云ふ假令は身分あり教育ある者は他の身分なく教育なき者と、行狀善良なるものは他の素行修まらざる放縱不良者と、健康者は他の孱弱病後等の者と各其處遇を殊別すべきが如きこと之を稱して個人的の待遇と云ふ然れども此個人的なる待遇は動もすれば行刑公平なる最必要條件に抵觸するが如き待遇

を爲すものなりとの誤解を抱く者なき能はざるは問者と共に余輩の平素杞憂する所なり個人的待遇は決して刑の公平主義に抵觸せざるのみならず此個人的の待遇こそ却て刑罰の公平主義に恰當するものなりと予輩は斷言して決して其誤りなきを信ず假令は四人を以て之を云へば壯丁なる屈強者に科する春米、藁打、煉化土踏等の如き作業等と他の老衰孱弱者にも同一に科するを以て行刑上の公平を得たるが如き妄想を抱けるものにあらざるよりは如何でか以て公平主義と個人的待遇と相衝突すと云ふを得んや成程同一一人に對し作業の難易輕重あるは一應公平ならざるが如き觀ありと云ふと雖も若し此主意を貫徹して老衰者に科する作業を以て之を壯丁屈強者にも科するとせんか此壯丁者の監獄作業は實に易々として兒戯に類せんのみ而して之れが反對に壯丁者の作業を老衰又は病後者にも科するとせんか壯強者に相當なるも老衰者に對しては刑罰以前の苦痛を感ぜしむるを如何せん是れ寔に行刑上の公平主義に背馳するを如何せん刑法は既に公平主義を表白して其第十九條に於て徒刑の因六十歳に滿つる者は通常の定役を免じ体力相當の役に服す云々とあり是れ必ずし

に始らく之を省き刑事被告人の普通病院に入り施術を受けることを許すべきやに就て予輩の卑見を述べんに假令刑事被告人と雖も或る犯罪事件の爲め身軀の自由を拘束するを必要とする事實ありて身は現に監獄に拘禁しつゝあるものに對しては尠くも其之を拘禁するの目的を達する丈の紀律は飽迄之を確保せざるべからざるは勿論にして予輩の見解を以てせば他醫の診察を受けるを許す事すら既に或は忌憚の虞れなきやの感を抱けり去れば其之れを許す場合に在つても可成之を制限し特別の事情ある場合の外此變例を行用せられざらんことを我當局者に望まんとす故に入院治療を許すの如きは予輩其可なるを知らざるなり乍併當該裁判官に於て保釋を許し又は親屬故舊に交付せらるゝの如きは素より本文の外なりとす又一步を進めて四人に關するときは如何と云ふに予輩は四人にして本問の場合に際會することあるも徹頭徹尾入院治療は勿論他醫の診察を受けることをも許可すべきものにあらざるべしと信ず抑も四人は予輩の言を俟たず法律上の被刑者として一定の期限間若くは終身間身體の自由を剝奪し獄則の規定内に於て行刑しつゝある期限内に在つては如何に疾患に罹り

も徒刑四に限らざるは勿論監獄則第十七條に於ても四人の作業は毎日の体力に應じ云々とあり是れ皆個人的待遇の本旨に出でたるや又以て證すべきなり。又刑事被告人に就て之を例解せんか監獄則所定の待遇は之を平等ならしめざるべからずと雖も其社會上に於ける尊卑の差及び教育ある者と無教育者と其監房を別異するが如き強竊盜等の如き破廉耻漢は他の破廉耻ならざる毆打殺傷等に關する犯罪者と區別するが如きは是れ又個人的待遇の然らしむる所なるべし宜なる哉監獄則又罪質に依て監房別異の規定あり又以て個人的待遇を貫徹せんとの意に外ならざるなり

●博愛生に答ふ

紀 律 生

本誌第九號に於て博愛生なる論者あり刑事被告人又は四人にして疾病に罹り他醫の治療を受け又は普通病院に入り治療を受けんことを請ふものあるときは之を許すべきやとの質疑を提出せられたり予輩聊か之れが答辯を試みんとす而して問者自から刑事被告人にして他醫の治療を受けることを許すべき場合あることは其筋の指令ありとの事を付記せられたり故

たれば迎斯々請を許すべきものにあらざるべし何となれば監獄と云ふ行刑機關を備ふるには官制既に監獄醫を常置するあり獄醫は常に右等の疾病者を治療し及び監獄衛生一致の事を掌せざるあり去れば病根を豫防し疾患を驅除する手段に於て遺算なきは予輩の平素確く信ずる所なり最も當病四人にして自己の生命を重んずるの餘り他醫の診斷治療を請はんことを望むは其私情に於て甚だ憫諒すべき者あるが如しと雖も此憫諒すべき私情は以て嚴實なる行刑紀律を迄曲けて之を犠牲に供せざるべからずと云ふが如き理由は予輩到底之を認むる能はざるなり斯く日は、難者或は云はん此場合に於て他醫の診察を許さらんか四人の内或は其許されざるを憾み鬼藉に上り地下に瞑する能はざるが如きもの未た之れなしと斷言し能はざるのみならず自由刑の執行施いて生命刑に至るが如き結果を見るの憂なき能はざらんとす云々と此難者の言の如きは寔に謂れなき嘔語たらんのみ素より齒牙に掛くるに足らざるなり夫れ人生は天壽なり善し監中夭折不歸の客となり又は不具となる者あるも死亡若くは廢篤疾の原因よして苟も疾病に原因するものなるときは如何に扁鵲名醫の治療するべ

りと雖も不治の病患をして全治せしめ或は生命を全ふする能はざるにあらずや依是觀之も難者の言の妄なるを知らん要するに予輩は本問に對しては徹底之を許すべきものにあらすど答へんのみ問者以て如何となす

寄 書

●囚徒逃走罪の處分に就て

如 夢 居 士

此問題は洋々散士の提出せられたるものにて本誌第五卷第五號に在り今問題の事實を摘記せば或る刑事被告人竊盜罪にて刑の言渡を受け其公判廷より逃走したりしヶ直に捕に就きたり此處分如何と云に至て簡單なる問題なりとす而して散士は之れに對する二説を附記し汎く質疑せられたり因て聊か臆見を述べ之れが解答を試みんとす

偕我刑法に所謂已決の囚徒とは刑の言渡を受け且其言渡の確定したる者を云ふ故に被告の所爲は已決囚逃走罪を以て論すべきものにあらす(但此點は疑な

きを以て詳論せず)然らば未決囚の逃走罪なる乎曰く然り然らば乙説を賛成するものなる乎答へて曰く其大体は同意なるも亦不同意を唱へざるを得ざる者あり何となれば未決囚の解釋等は其當を得たりと雖も刑法第四百四十四條但書の解釋を誤れるを以てなり則ち同條但書は多くの場合即ち判決前の未決囚を見たるものにて其判決ありし未決囚を云ふにあらす從て本件に適用すべきものにあらざればなりされば甲説の如く非難を受くる虞なし然り而して同條の本文に於て一般に未決囚の逃走罪を認めたるを以て本件は未決囚の逃走罪を以て處分するに毫も支障なし斯く論するときは或は前後撞着する所なきかとの疑を懷く者なきを保せず因て茲に一言すべし夫れ同條但書は未決囚の逃走を處分する手續を記したるものにつき實は總則の規定あるを以て該但書は無用のものなりと云ふも敢て過言にあらざるべし果して然らば其但書あるか爲め未決囚を已決囚として處分する等の誤謬なかるべし

右被告の所爲をして未決囚の逃走罪なりとするも刑法第二百二條に所謂餘罪なりと云ふにあらす抑も餘罪とは本問竊盜罪の以前に犯したる罪か該判決の後發

覺したる如き場合を云ふものにあらす故に逃走の點は竊盜罪に關係なく單に逃走罪の判決を與へ而して數罪俱發の趣旨に依り竊盜の刑と比較し其重き刑を執行せば以て足れりとす斯く斷定する以上は甲説の非難は更に痛痒を感せず又散士の言はるゝ或る裁判所の判決は誤判なるべし散士以て如何となす

附言 本文は先に起稿せしものなりと雖も次號の印刷期に後れたるを以て投函せざりしに本誌第六號に於て岳々道人の答案を読み益々奇怪に思ふ故に舊稿を投して識者に質す

●佐原生の駁論に答ふ

在大坂 洋々 散 士

佐原生は本誌第五卷第十一號に於て刑期起算に就ての駁論と題し二個の駁論を掲げられたり一は欠席判決を受けたるもの餘罪發覺の爲めに逮捕せられ餘罪は無罪となりし場合の起算點を嘗て本誌第五卷第四號に於て下田直亮君の詳論せしものに對して爲したるものにして一は散士が嘗て北海散士の質疑に對し大日本監獄協會雜誌第七十一號に於て答案を附したるものに向て駁論を試みられたるものなり前者の駁

論は固より散士の關する處にあらざるを以て敢て爰に辨護の勞を採らず然れども後者の駁論に對しては一言再駁せざるを得ず何となれば散士は世の所謂書生の空理空論を事とするものにあらす必ず法理と實際とに依て之を研究す故に其の論斷せし處に於ては充分責任を負擔するものなり依て爰に再論し佐原生をして誤謬の點を氷解せしめん佐原生曰く刑事訴訟法に於ては刑法の如く他の法律規則に於て總則を掲げざるものは此の法律の總則に従ふとの規定なければなり勿論法理明かなる原則は假令明文なしと雖ども解釋上之を補ふことを得可しと雖ども上訴起算點の如きは立法者の定め次第にて深き法理の存するものにあらす故に初日を算入せずとの明文なければ無論初日を算入すべきなり然らば特別の便宜法たる違警罪即決例に於て何等の規定なきときは初日を算入すべきは勿論なりと嗚呼惜ひ哉佐原生の議論は門に入て堂に入らず今や百尺竿頭一步を進めなば斯の如き誤解なかりしならん諸公試に之を論ぜん刑法とは如何なるものなりや之を廣き意義に解するときは刑事訴訟法も此の中に含蓄するものなり故に古來刑法と刑事訴訟法とは同一法中に規定して之を區別せ

ざりしなり近來我國に於ては刑法を狹義に解し判然之を區別ありと雖ども刑法と刑事訴訟法とは互に密着の關係を爲し相俟て初めて効用を全ふするものなり換言すれば刑法の本なり主なり刑事訴訟法は未なり従なり是を以て刑事訴訟法は刑法を運用する處の機關なることは何人も争はざる處ならん果して然りとせば違警罪即決例は何ぞや他なし刑法中の違警罪に對する一の訴訟手續ならん然らば尙刑法の總則に依るべきものなり刑法の總則に依るは取りも直さず刑事訴訟法の總則に依るべきものなり何となれば刑事訴訟法は刑法の運用法なるを以て刑法とは密接し居るものなればなり而て訴訟に關する法律は被告人の利益に解すべきことは普通一般の解釋法なり若し反對論者の如き解釋を下すとせば被告人の不利益たるを奈何せん佐原生は曰く法律の文言明かにして疑なき場合に在ては被告人の利益を口實として強て解釋を下すべきものにあらざと誠に然り法律の文言明瞭なるときは敢て一點の疑を存するなしと雖ども彼の違警罪即決例の如きは別段總則を掲げず爲めに初日及最終の休暇日を算入す可き歟將た算入せざる歟誠に不明瞭なり是れ疑の生ずる處なり若し佐原生の

説の如く違警罪即決例第二條第一項に言渡ありたるより三日とあるを以て文言明瞭なりとせば敢て問はん初日若し午後十一時に言渡を受けたるものは僅々一時間なるを以て一日と稱すること能はす爲めに午前に於て言渡を受けたるものとは自然最終の日を異にせざるを得ざるに至る何となれば法文には言渡の日よりとあらざして單に言渡ありてよりとあればなり斯の如きことは何に依て判斷する歟又一日と稱するは十二時間を以て一日とする歟將た二十四時間を以て一日と稱するか絶對的に刑事訴訟法の總則を適用すること能はずとせば各自の解釋次第に依て或は十二時間を以て一日とし或は二十四時間を以て一日とするに至らん豈に至當の解釋と云ふことを得んや次に佐原生は民事訴訟法の判決例を示し十二月二十八日以後の休暇は一般の祝祭日に當る可きものにあらず故に期間に算入すべきなりと固より然り民事訴訟法第六十六條には單に日曜日又は一般の祝祭日に當るときとあるを以て十二月二十八日以後は祝祭日にあらざるを以て期間に算入すべきは至當のことなり然れども刑事訴訟法第十五條は之に反し最終の日休暇に當るときとあるを以て其の意義廣く一般

の休暇なること明なり故に十二月以後も此の中に含蓄すべきこと論を俟たざるなり

以上の如き理由あるを以て違警罪即決例は刑事訴訟法の總則を適用すべきは至當のことなり而して此の事に就ては實例も亦散士の意見と同く初日及最終の休暇は之を算入せず而して散士は之が解釋に付き一二判檢事の意見を叩きしも總て散士と同意見なり依て爰に再び愚文を草するの止むを得ざるに遭遇せり佐原生以て如何となす

拘留刑の執行及製表方に就て

孤獨生

違警罪即決例又は區裁判所に於て拘留の刑に處せられたる者は故障及び控訴期限を俟たずして常に刑を執行せらるゝ向現に之れあるが如く又或は或箇の伺出に對し爾かく指令せられたる事ありとの事は予輩此頃耳にせしとあり何れにせよ予輩は一向之を信ずる能はざるのみならず若し果して之れありとせば法律の規定に背戻するの嫌なき能はざるなり刑事訴訟法は明文を以て規定して曰く刑の執行は判決確定の後にあらざれば之をなすことを得ず(第三百十七條)

と拘留の刑等しく刑にあらざるはなく法律は明かに之に故障及び控訴の期限(即決對審の故障期限は三日、又控訴期限は五日)を規定せるを以て之を見るもまた確定せざる以前は刑を執行すべからざるは勿論未決を以て遇待すべきものなること素より理の當然なりとす然るにも拘はらず直ちに行刑せらるゝが如きは予輩其理由のある所を知らざるなり抑も違警罪拘留刑の如きは通常未決拘留を要せざるものなれば拘留せらるゝ日は即ち既に判決確定せるものとせば其執行を開始すべき素より當然なりと雖も故障又は控訴期限中にも拘はらず直に執行すべしと云ふが如きは予輩斷じて之を非認せんとす當局者幸に前二箇の場合を識別するに注意せられんことを望む加之ならず犯罪統計表に掲載するに當つても右故障及び控訴期限中なるにも拘はらず已決に編入せるあり又は同時に既決と未決兩欄に算入せる向もありとの事若し事實なりとせば又誤れるの甚しきものと云ふべし勿論また判決の確定せざるものなれば未決欄に加算すべきこと素より至當なりと信ず而して彼の一人兩欄に登載するが如きは當局者の不注意極まれ

りど云ふべし敢て反省を請ふこと然り

通信

●司獄官任免

青森縣監獄署

青森縣看守 三上元一郎

依願看守ヲ免ス

青森縣看守 安立守一

看守部長ヲ命ス

全 人

月給十圓給與

●司獄官任免

宮崎縣監獄署

廿七年十一月廿九日依願教誨師ヲ解ク

教誨師 平田宗光

全年十一月一日免本官

監獄書記 竹原庄太郎

全年十一月八日依願免本官

監獄書記 岩本晴光

全年十一月十日任監獄書記月俸九圓

看守 長山友助

本吉市之丞

須藤 藤吉

柳澤彌右衛門

大口甲子太郎

川島 泰三

押丁 片岡文吉

看守ヲ免ス

千葉縣看守ヲ命ス月俸八圓給與

●在監死者遺骨合葬碑建設落成式

京都府監獄署

當府葛野郡花園村字谷口監獄墓地ニ於ケル在監死者

遺骨合葬碑建設落成ニ付典獄以下有志者相謀リ本月

十日全所ニ於テ左ノ如ク吊祭ノ畧式ヲ舉行セリ而シ

テ此日會スルモノ典獄以下三拾餘名トス

一香花、點燈、供物等總テ式場ノ準備ヲナス

二典獄以下諸員式場に參列

三教誨師後藤誠諦氏全久保維一氏(兩氏トモ本職)讀經

四有志者總代監獄書記岸田氏美祭文朗讀

五典獄以下燒香書記看守長全部長看守等續テ燒香

祭文

于時明治二十有七年十一月十日畧奠ヲ備テ在監死者

●看守教習生卒業

栃木縣監獄署

教習所受業生 栃木縣看守 坪野松爲三郎

全 新江重太郎

全 富永光久

全 齋藤友五郎

●全上

高知縣監獄署

本縣第六回看守教習生左記ノ者卒業セリ

看守 福永富陽 看守 近松重治

全 田中秀夫 全 弘井龜之助

全 今城元次郎 全 島本 漲

全 中山松吉

●全上

京都府監獄署

第九回看守教習生卒業證書授與式ヲ舉行セリ

島崎 哲馬 矢谷 市藏

石黒喜太郎 圓橋六太郎

松野良太郎 大西源次郎

吉村政之 石田 龜一

池田 爲雄 溝淵 成章

岩本宗太郎

●看守教習生卒業其他

千葉縣監獄署

優等 西川 錦次郎

ノ幽魂ヲ祭ル

夫吾人々類ノ此世ニ生活スルヤ幸不幸ノ事物一ニシ

テ足ラスト雖ドモ就中其不幸ノ甚シキモノ死ヨリ之

レニ過ルモノナシ死者再ビ回スベカラズ何ゾ痛悼ノ

情ニ堪ヘンヤ

茲ニ埋葬スル處ノ死者三百三十名皆曩ニ國法ニ觸レ

深ク囹圄ニ呻吟シ其極終ニハ性命ヲ失シ鬼火歟々遠

ク幽域ニ彷徨シテ未ダ其歸處ヲ得ザルモノナリ噫誰

レカ此不幸ヲ慰マザルモノアランヤ思ヒ一タビ茲ニ

至レバ涕淚潸然タラカンバアラサ

典獄曩ニ屬僚ニ命ジ地ヲ清メ碑ヲ建テ以テ是等不幸

ノ者ノ遺骨ヲ合葬セシム今回其工成ヲ以テ此處ニ有

志ト會同シ聊吊祭ノ式ヲ行フ今ヤ幽魂已ニ其處ヲ得

タリ又以テ地下ニ瞑スベキナリ嗚呼魂來テ夫レ之ヲ

享ケヨ

●教誨師任命

岡山縣監獄署

右ハ本年十一月廿九日本縣教誨師受命相成タリ

●司獄官任免其他 福島縣監獄署

一依願看守ヲ免ス

看守部長看守 佐藤 信 近

一任福島縣監獄署 伊奈良啓
一任全監獄書記兼看守長 青沼鋒太郎
一第一課長心得ヲ命ズ 全
一給八級俸 全
一第一課長兼務ヲ解ク 全
第二課長看守長 君島舊治
一看守教習科程卒業 看守 郡 伊藤重直 廣
一全 全 早田孫市
一看守部長ヲ命ズ 全 吉江忠孝
一全 全 森熊四郎
一全 廣島縣監獄署
●司獄官任免其他
任廣島縣監獄書記月俸拾圓給與 廣島縣屬 小早川太喜男
任廣島縣屬 月俸拾圓給與 廣島縣監獄書記 平田一成
監獄教誨師ヲ命ズ月俸六圓給與 吉田基治
依願免廣島縣監獄署
看守教習卒業 廣島縣監獄署 八幡原研介
廣島縣看守 砂田榮之助

せざるべきも實際制當上の困難あるより斯る便法を設くるの止むを得ざるに至るなるべし、好し又三分するにしても到底何夕何才とさつばり制當することは出來得へからざるものなれば目分量を制當るに過ぎざるべし、但夕なれば尙量り得べし故に一度分何程と規定し（一度分一合、一合五夕、二合、二合五夕、三合と云ふが如く）其割出しと食費計算上との便宜を與へらるゝ方實際にも適して可なるべし何となれば一食のみにて出監するもの多くなればなり、監獄則改正の議ありと聞く此際一度分に規定せられんことを望む改正の資料に供せらるれば幸甚

●受負作業に就て

監獄の作業は現時の狀況にては官司業受負業の二種に過ぎざるが如し、而して近來官司業を廢して總て受負業と爲すの方針を取らるゝが如し、蓋し官司業は素品の買入製品の販賣隨分手數を要するのみならず不馴れ（過言かは知らざれども）なる商賣は損失を招くの恐もこれあり、それやこれやで受負業の利なるを賞し受負業とせらるゝことなるべしと信ず、其官司業なると受負業なるとの利害得失に至ては行刑上の利不利もありて一議題に屬し大に論究を要する

全 全 全 全 全 全
土井一二 眞藤省吾 細川郁郎 山内鐵之助 箕島乙吉 今中義見
●司獄官任免 愛媛縣監獄署 江藤潤太
依願免本官 愛媛縣看守長
●在監人の食量規定の改正を望む
現行監獄則に據れば一日一人七合乃至八合、五合乃至六合、四合、三合と規定しあるを以て之を三分して一度分を割出さるべからず、然るに八合、七合、五合、四合は之を三分するに當りて何夕何才の端數を生ず、何夕はまたしもなれども何才と云ふに至りては實際其制當方に困難にして食費計算上にも亦不便なるよりして端數は晝夕に加へて朝食に減ずる向もこれあるかに聞けり、是は三分平均の主意には適

雜報

なるべしと雖夫は姑らく措き、監獄の需用品たる在監人の衣服臥具味噌醬油草鞋等の如きものは必ず受負業と爲すを要せず何となれば受負業となすも其品物は受負人より買上げ供給すればなり只中間受負人たる一階段を経るに過ぎず却て監獄自營自立の本旨に反す、或は云はん受負業と爲す方却て安價なりと、是れ畢竟運用其妙を得ず操縱其當を失するの致す處なきに因るならん作業當局者にして熱心に且注意を凝らして素品の買入に従事せば大に安價に仕上くるを得ん、要するに作業の大体は監獄夫れ自身の需用品は官司業にて製作は他へ販賣品は受負業と爲すの方針を取られんことを望む一も二もなく受負業と爲すは行刑上の爲め甚だ取らざる所なり
●作業の受負契約書に就て
受負工業を専らとする監獄に在ては尙更のことなるが荷も監獄の工業を受負はしむる場合には必ずや契約書を徹して工錢の割合より其納入方及び之を確保するための保證金即ち抵當の種類金高より工錢を拂はざるときは此保證金を以て差引くべき旨の明記を要す又素品製品の受渡より之より生ずる損害に對して責を有せざる場合をも契約し置くを要するは勿論

なれども中には此契約方に注意せずして輕々に看過し其案文は殆んど儀式一遍の書類たるに過ぎざるものあり、故を以て本支署間其案文を異にする向妙しとせず其だ然るべからざる次第なり、又適工錢の納入期日を約定しあるも之れを履行せず契約は殆んど有名無實たるものあるやに傳聞す其だ謂はれなきとなり、若し又一朝間違生せば當局者は何を以て其責を塞かんとするや抑契約の如何に依りては監獄費の損失に歸せしむるに至ることあり其事柄たるや決して輕易ならず故に受負契約書は慎重を要するは勿論なり、宜しく其案文を法律的に規定し置きて不文の爲めに監獄費の損失に歸せしむるに至らしむることなからしむべし、又本支署間其案文を異にするか如きは、必竟するに本署の監督不行届なるに因らずんばならず、宜しく之を一定し以て隔靴搔痒の歎なからしむべし、敢て勸告すること爾り

●受負保證金は工錢納入高より下るべからず

受負保證金は儀式的のものならず、必ず受負人より納入すべき工錢の一月分は少くとも徴し置かざるべからず、若し其以下に下るときは、翌月に至りて

前月分の工錢を計算納入せしめんとするに當り萬一にも受負人に於て該工錢を納入すること能はず去連他に徵果する道なきときは其不足は勢、監獄費の損失に歸せざるべからず、契約不備のために囚人に給與することを止むること能はざればなり中には保證金高は工錢納入高より少き所もあるやに聞き及びしが事實果して如何、萬一にも事實なりとせば不都合の至りなれば少くも工錢納入高より増し置かしむるの取計あらんこと當局者の爲め又監獄費のため切望の至りなり

●出入監前後別房拘禁の主旨を誤る勿れ

出監前又入監後三日間は成るべく分房に入るゝを要すとは獄務概則第九十條に規定する處なれども此意を誤解するに坐する歟將た名義のみ他の囚人と別異するの意に出るなる歟出監前五日間又は一週間の長き間他の囚人と別異し置く所あり而して其別異法たる或る一房に罪質の異同を問はずして雜居拘禁し且又監房は此の如く別異するも二場は他囚と同様同一場所に出し雜居使役せしむるあり此の如くんは監房を別異するの要は何れにある乎只放免者たるを識別

し易からしむるに過ぎざるべし、音に實効なきのみならず却て罪質別異の本旨に反す、所謂虎を畫きて猫を得たるなり、獄務概則の命する所は分房に分禁し且分房にて使役するにあり、而して其間に出監後生活の方法を指示し良民に復歸するの道を懇諭する等の注意を要するなり又一面には他囚と接せしめずして其依頼を受くることなからしむるも其附帶の要件たらずんばならず、故に別異さへすれば可なりと誤解すること勿れ婆心ながら一言す

●凍傷の治療法

凍傷は寒中に至れば患る者随分多く、各監獄とも之が治療に就ては研究せらるゝやに聞き及ぶ所なれども何れも之が爲めに困り居らるゝ由、已に本誌上に於て食塩の菴温法の可なる旨を記したりしが、又聞く處に據れば米糞を焚き其灰を凍傷の局部に摺り附け置けば乾燥して全治す已に時日を経て皮膚たゞれ水分を有するが如きものには糞灰を其局部に附し其上を繻帶其他の切地にて包巻し置き三四日經過せば乾燥して治癒す實際上効果ありしとの説あり凍傷患者ある所にしては試施しては如何

●看守長以下の服制改正

に就ては本誌上に於ては聞くが儘を記し是迄屢々讀

者諸君に報道することを怠らざりしが、今又謂く所に據れば已に發表にもならんかと思ひ居りたる甲斐もなく日清事件生してより直接に間接に出費を要し野となく朝となく費用多端の折柄なれば出費を要することは今暫く見合す方可ならんとの詮議あるにより服制改正の發表も亦後るゝ模様あり

●監獄醫の協議會

は客月中旬大坂に於て開設せられ中國四國五畿内北陸道諸府縣の監獄醫諸氏之れに會合し監獄衛生其他監獄醫務上に就き協議を盡されたる由其記事は本誌次號に掲載すべし、監獄醫務は教誨、戒護と共に三鼎足の形を爲し居るものにて之が發達改良は最も急務とする處たるにも拘はらず從來最も幼稚の地位にあるは監獄社會の是認する所にして又頗る遺憾とする處なり、然るに監獄醫の協議會を開きて以て之が發達改良を圖らるゝは斯道の爲め最も賀すべきことなり只望む此會合をして一場の懇親會たらしめずして十分の効果あらしめられんことを、是れ會合監獄醫諸氏の責任なりとす、諸氏夫れ勉旃

●身分帳中終結并に前科の解

身分帳の表紙中欄外に此帳簿は何年何月何日を以て終結すとある終結の文字に就ては疑あり即ち欄内刑

期満限の場所を終結の文字ある是を以て欄外終結も亦此欄内終結と同意義にして同一物なりとの解釋を下す向ふとせざるに欄外の終結は帳簿の用を終るは即ち本人出監又は死亡し復た日常費用なきに至るの日を指す義にして決して満期と同意義ならざるなり又同表前科の欄には或は罪名を掲げ或は何度と度数のみ掲げ或は刑名刑期を掲ぐるありて一定ならざるやに傳聞す右は刑名刑期を掲ぐるものなるよし聞かば儘を記し以て大方の参考に供せんと欲す

●地方監獄費の支出科目を一定すへい

地方監獄費の支出科目は其大体は地方税支出議案書目に依りて一定し居るか如くなるも實際は各地區々にして府縣會の意向如何に依りて甲縣になきものも乙縣にては支出費目の一に加はり居るものあり又甲縣にては甲費目より支出するも乙縣にては乙費目より支出し居る等隨分區々に涉りて一定を欠く者あり且や乙縣にては必要の費用でさへも縣會の入釜しきために之を取るこゝ能はざるも甲縣にては縣會の通過宜しきため餘計なるものと認るものまで取り立てるあり云はゞ府縣の施爲如何に放任しあるか如き姿

なるも各府縣支出費目を限定し冗費否餘計な支出に當るものは假令い縣會は通過して從來よりの仕來りになりおるも德義上之を省節し之れに反して必要なる是非設備を要するものは從來の習慣上縣會の容るゝ處ならざるも是非是を縣會に附議し通過せしむることゝし各府縣一定を期するの方針を取られんこと監獄費を節し且整理する上に取りて最も肝急の要件なりと信認す就ては當局者は各府縣の振合を調査し互に茲に注意せは自然一定を期するに至り他日國庫支辨となるも受繼の際困難を見ることなきに至るべし當局者以て如何となす

●一房に二人を拘禁することをも止めよ

二人と云ふ偶數は實に不倫の汚行即ち鵠姦の行はれ易きのみならず非爲隱謀等も亦其間に成立し易き處あり是を以て行刑上二人を一房に拘禁する義は最も忌避せざるべからず已に獄務概則に於ても監房には奇數を入るべき旨を規定しあるにも拘はらず實際は監房の不足にして止むを得ざるに因ると二人を一房に拘禁する向ふとせざるよし、去述少し注意せば二人を一房に拘禁するに及ばず二人を入れ得る監

ものなればなり變則の行はるゝ向に對し一言するにと爾り

●購求食物は可成之を狹解せよ

食費を償ひ得べき囚人にはは領置したる工錢を以て食物購求を許すことを得との監獄則の規定を極端に解釋して苟も食費を償ふに足るべき工錢を得る者には誰彼を問はず然かも最上限度之を許すべきものなるが如く解釋せらるゝ向之れあるやに察せらるる是れ大に誤れるの甚しきものと云ふべし元來監獄則が食物購求を許すの精神たるや作業に勉勵せし結果として獎勵的に之を誘導するものなりと雖も然かも其購求額は嚴に之を制限し工錢貯蓄の本旨を失はざらんことを期せらるゝこと監獄則第六十二條及第六十三條の明文に照して明かなりとす去れば此食物購求を許すに當つては個人的に本人の社會上に於ける身分及び性行を省察すべきこと當局者の最も注意を要する所なりとす假令は彼等が家に在ては父母妻子の飢餓に泣き又は路頭に彷徨するが如きものに在つては如何に食費を償ふて餘りある工錢を得るありと雖も獨りに食物購求を許すべきものにあらざるべし善し之を許可する場合に於ても可成之を節し工錢貯蓄に勉

房なれば三人までは入れ得るに相違あるべし然らば一人を取りて罪質の稍類似するものゝ監房に入れ一人、三人、五人と云ふが如き奇數に依りて拘禁するの注意あらんことを望む敢て當局者の注意を促す

●作業の必ず科程を定むへい

在監人を使役するには必ず科程を定め之れに依りて督責獎勵の實を擧げ以て在監人の勉勵心と監獄の規律とを養成保衛すべきものたるは勿論なれども往々受負業となして工錢收入專一とせしよりして作業の等級を工錢に依りて定めある向あり是れ所謂工錢等級にして工錢を主とし其働高は寧ろ從たるの姿となる督責獎勵上其實を擧ること能はざるのみならず監獄則の主旨にも背反す假令へ如何なる作業にても科程の定め得られざるものなし好し品物に依り難きも時間に依り又一日にて出來せざる指物工の如きは三日四日或は十日と其品種に依りて出來する時期を見込み三日間にて出來する者とせば三日を以て其科程と爲し之が出來を督責するとせば可ならん故に工錢等級になすは甚た不可なり宜しく科程に重きを置き科程等級に改められんことを勸告す是れ監獄則の本旨にして又實際の督責上かくなすの當を得たる

めしめ又は父母妻子の扶助に充てしむる等有益に費消せしむるの注意あるを要す其他財産に關する罪を犯したるもの、如きは可成之を籍束し食物購求を許さざるの方針を取るが如く所謂當局者の操縦宜しきを得ざる可らざる事なりと信す、將た亦た假令食費を償ひ得る工錢を得れば是未だ領置工錢の少なる之を云ひ替ふれば漸く昨今現役百日経過したる者の如きは可成之を濫許するが如き事なきを期せよ是れ工錢給與の恩惠主義をして貫徹せしめんとする所以に外ならざるなり當局者幸に之を諒せられて可なり

第一回東北地方典獄協議會決議錄

(承前)

- 第二號 青森縣提出
- 一 看守長以下の服制改正の發令を速かならんとを主務省へ上申しては如何
 - 決 上申するに及はざるものとす
 - 二 在監人入浴の回数並其時間を一定しては如何
 - 決 各地方適宜とす
 - 三 十六歳未満の囚人及懲治人に教授すべき學科の程度を一定しては如何
 - 決 尋常小學校の程度とす但地理、歴史、唱歌を除く
 - 四 女監取締及押丁に看守同様の慰勞休暇を與へる可否
 - 決 看守同様與ふるは得かならざれども各監の都合に依り少數の日を與ふるは妨けなきものとす
 - 五 新入監者にて金銀類の入商ある時は之を檢査し若し檢束上妨けありと見認るときは撤去し領置しては如何

- 決 關係の地方のみ互に通知すべきものとす
- 第六號 (宮城集治監同提出) 福島縣提出
- 一 監獄公報を發行し互換しては如何
 - 決 出來得る所交互に交換するものとす
 - 二 囚人敬禮法を一定しては如何
 - 決 別紙(第二號)の通一定するものとす
 - 三 懲罰執行中父母の喪に遭ひ若くは祝祭日に當るときは其執行を停止すべきものなるや
 - 決 停止すへからざるものとす (栃木縣、新潟縣、岩手縣、青森縣、宮城縣同提出)
 - 四 携帶乳兒にて時衣を着用せしめ難きときは如何なる方法を以て著せしむべきものなるや
 - 決 監獄費より支辨して相當のものを著せしむべきものとす
 - 五 在監人の体量を檢するは獨り囚人のみならず被告人をも檢量しては如何
 - 決 原案之通
 - 六 確定執行日の朝は四合を給すへきか或は五合を給すへきか
 - 決 五合を給すへきものとす
 - 七 聯合府縣監獄會同せしめては如何
 - 決 原案之通但本年度中に福島縣に於て會同せしむるものとす (埼玉縣同提出)
 - 八 聯合府縣教誨會同せしめては如何
 - 決 原案之通但埼玉縣警視廳協業の上會同の場所及期日を定むるものとす (埼玉縣同提出)
 - 九 女監取締採用試驗科目を制定しては如何
 - 決 各地方適宜とす
 - 第七號 山形縣提出
 - 一 科刑裁量方法を一定しては如何
 - 決 各監に於て其方法を査定し後會に提出討論すべきものとす

- 決 撤去するに及はざるものとす
- 第三號 北海道廳提出
- 一 本議案(別紙)は典獄出席無之に付後會に回はす
 - 第四號 警視廳提出
 - 一 女監取締長を置くべきを主務省へ上申しては如何
 - 決 之を置くの必要を認めざるを以て上申せざるものとす
 - 二 看守教習期限を短縮すべきを主務省へ上申しては如何
 - 決 現行の儘と上申せざるものとす
 - 三 懲罰を申渡したる在監人に對し相當期限其執行を猶豫し改換の行為者しきものは之を免するを得べき云ふ内規を一定しては如何
 - 決 原案之通

第五號 埼玉縣提出

 - 一 作業日課表の様式を一定しては如何
 - 決 委員に於て後會に提出すべきものとす
 - 二 彌五ヶ年以上勤続の女監取締に於て退職したるときは相當の手當金を給與することに一定しては如何
 - 決 原案之通但金額は各地方適宜とす
 - 三 刑事被告人に對し牛乳其他衛生上必要と認むべき滋養品の納入及其購求額は之を許可し常食外に與ふることを得べきことに一定しては如何
 - 決 原案之通
 - 四 行狀觀察法を略々一定しては如何
 - 決 各監に於て各之を査定し後會に提出して討論すべきものとす
 - 五 在監人衣服費の計算法を一定しては如何
 - 決 同前
 - 六 各縣監獄本支署の出納官吏の官氏名並に其金庫を變更の都府互に通知しては如何
 - 決 現金出納官吏及び物品會計官吏とも關係地方のみ互ひに通知すべきものとす (新潟縣、宮城縣同提出)
 - 七 看守押丁にて免職となり又は自己の便宜に依り辭職したるものは各縣互に通知しては如何

- 第八號 本議案撤回 栃木縣提出
- 第九號 栃木縣提出
- 一 書記看守長は延府縣の在監人員に應じ定員を設けられんとを主務省に上申しては如何
 - 決 上申を要せざるものとす
 - 二 女監取締の設置程度を改正し在監婦女十人以下二人以上十五人を附す毎に一人を置くべきを主務省へ上申しては如何
 - 決 原案之通 (山形縣同提出)
 - 三 行狀表工段一日の平均は料定工錢を掲ぐべき若き警保局長より通牒ありしも取扱上不便に付極高の平均を掲ぐることに改められんとを主務省へ上申しては如何
 - 決 原案之通
 - 四 在監人に對する稱呼は監獄毎に之を一定しては如何
 - 決 原案之通
 - 五 在監人に對する稱呼を各地均一にしては如何
 - 決 各監毎に適宜一定すべきものとす (福島縣同提出)
 - 六 勾留の刑に處せられたる者は入監のとき直に其刑を執行するも差支なきや
 - 決 本件は宮城縣知事に托し其意見とて主務省へ伺ふこととす
 - 七 身分帳は初犯の分を再犯に用ゐては如何
 - 決 原案之通
 - 第十號 新潟縣提出
 - 一 投獄手の服は羽織袴又は洋服と一定しては如何
 - 決 原案之通 (埼玉縣、山形縣、千葉縣同提出)
 - 二 携帶乳兒に間食物の差入を許しては如何
 - 決 許さざるものとす但教育及發育上に必要ある玩弄物の類に於て取締上差支なきものは許すことあるへ
 - 三 刑事被告人の運動時間は十分時以上と一定しては如何
 - 決 原案之通
 - 第十一號 秋田縣提出

雜報

- 一 十六歳未満の刑罰留置人に四人同様就學せしむることに一定しては如何
決 原案之通
- 二 屏藩堤防中のものは入浴せしめざることに一定しては如何
決 原案之通 (青森縣、宮城縣同提出)
- 三 短期刑者の行狀表勘査期は其區分を減少せられんことを主務省へ上申しては如何
決 原案之通 但し其調査は宮城縣及宮城集治監獄に依託する
- 四 監獄に具具して貸與すべきや又は數物として貸與すべきや
決 數物として一枚つゝ貸與すべきものとす (神奈川縣提出)
- 五 現役日數を計算するに當り日曜日等の半役も一日として計算すべきや
決 一日として計算すべきものとす
- 六 看守の契約年限を五年と定め之を採用規則に追加せられんことを主務省へ上申しては如何
決 原案之通 (青森縣、千葉縣同提出)
- 七 病囚に與ふる攝養物を左の四種に一定しては如何
一 牛乳 二 雞卵 三 ソツヅ 四 葛湯
- 八 囚人の入浴度數は貴費の多少に應じ制限を設けては如何
決 各地方適宜とす
- 九 在監人に在監人とは親屬と雖も必要事件の外は互に通信することとを許さるることに一定しては如何
又寫眞は父母のものに限り之を差入及見るを許すことに一定しては如何
決 原案之通
- 十 囚人發信の外裝(即封皮の)を一定しては如何
決 封皮には官署の印を載せしむることを其官署所在地の地名香煙及び發信

- 六 囚人の姓名を記すべきものとす
決 囚人の姓名に依り給與錢を以て食物を購給するに左の如く制限しては如何
食費の二倍以上を償ふ者一ヶ月 十回
食費額及其半額以上を償ふ者一ヶ月 七回
單に食費を償ふ者一ヶ月 四回
決 各地方適宜とす (山形縣同提出)
- 七 囚人の用度度數を一定することに於て其數は起床より出役まで一回服役時間中三回罷役後就寢まで二回就寢中は許可することに一定しては如何
決 服役時間中は四回とす其前後は適宜とするものとす (鹿手縣、栃木縣同提出)
- 八 監獄敷與座は十二月より翌年四月まで五ヶ月間は運房後直ちに使用せしむることに一定しては如何
決 年中使用せしむるものとす
- 九 監獄參觀は省派の者は可成許さるることに一定しては如何
決 原案之通
- 十 刑罰被告人には數物(毛布、布)の類は一切許さるることに一定しては如何
但診察の上許可す。は此限にあらず
決 原案之通
- 十一 炊夫に於て出役時前に出役せしめたる者は出役時間内に之に相當する時間休役せしむることに一定しては如何
決 各地方適宜とす
- 十二 看守の制服著裝したるときは白色の立襟を用ゆることに一定しては如何
決 原案之通
- 十三 在監人に對し醫藥のときは藥を與ふることに一定しては如何
決 原案之通
- 十四 料理工錢料理外工錢は一ヶ月通算して決算することに一定しては如何
決 原案之通

- 九 内務報告例第二十五號一人前のものと一人前に足らざるものとの區別は科程等級三等以上のものを一人前としては如何
決 原案之通
- 十 本議案(別紙)は已に時日なきを以て後會に回す
決 千葉縣提出
- 十一 刑事被告人の監房内に置くべき書籍用紙等に制限を設けては如何
決 書籍は囚人と同一(三冊以内)とし用紙は官給(用)の外に限るものとす但所置の紙は要するべきに之を下付す
- 十二 刑事被告人の髪剃剃は如何なる人物を以て充つるを可とするや
決 諸人を以て之に充つるものとす但囚人を使用するも妨けな
- 十三 北海道具集治監提出
一 囚人就役用の眼鏡を官費にて購求し貸與しては如何
決 原案之通
- 十四 主務省へ上申すべき事件は會長より書面を以て本省出張官(歸國の上取計ひあらんことを囑托することに議決す
一 協議會規則第三條により後會は靜岡縣に於て開くことに議決す (第一號)
- 十五 囚人作業別食量表
- 十六 關聖 原野荒地 採 礦 炭、石、運 搬 土、石、材木、土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 十七 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 十八 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 十九 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 二十 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 二十一 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 二十二 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 二十三 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 二十四 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 二十五 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 二十六 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 二十七 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 二十八 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 二十九 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 三十 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 三十一 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 三十二 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 三十三 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 三十四 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 三十五 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 三十六 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 三十七 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 三十八 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 三十九 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 四十 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 四十一 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 四十二 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 四十三 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 四十四 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 四十五 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 四十六 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 四十七 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 四十八 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 四十九 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 五十 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 五十一 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 五十二 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 五十三 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 五十四 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 五十五 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 五十六 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 五十七 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 五十八 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 五十九 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 六十 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 六十一 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 六十二 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 六十三 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 六十四 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 六十五 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 六十六 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 六十七 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 六十八 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 六十九 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 七十 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 七十一 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 七十二 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 七十三 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 七十四 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 七十五 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 七十六 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 七十七 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 七十八 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 七十九 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 八十 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 八十一 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 八十二 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 八十三 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 八十四 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 八十五 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 八十六 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 八十七 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 八十八 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 八十九 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 九十 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 九十一 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 九十二 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 九十三 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 九十四 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 九十五 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 九十六 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 九十七 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 九十八 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 九十九 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利
- 一百 土 方 最 少 碎 石 切 出 春 米 麥 砂 利

雜報

第五條 各員に於て會誌に付せんを欲する問題は開會期日より少くも

月會の臨時年報を五年に於て之を出版せしむるを要するに於て是を要する

會告

各署御購讀員ノ増減ハ是迄本誌發行ノ際若クハ發送後御報告相願候向モ有之候處爾後毎月二十日前本會

ヘ到達スヘキ様御報告相成タシ亦來一月ヨリ更ニ監獄雜誌御購讀ノ諸君ハ特ニ同月

十五日日前御申込相成タシ一署内數名ノ御購讀員アルモ御主任無之個所ハ來一

月ヨリ該長官ノ御指定又ハ各位御協議ノ上御定メ被下本會ノ爲メ御盡力相願タシ

本年分雜誌代金並監獄學十二月分迄ノ月賦金ハ前號會告ノ通遲クモ本月二十八日前本會ヘ到達スヘキ

様御拂込相成タシ尚本誌代金延滞ノ諸君ニハ乍遺憾來一月分ヨリ本誌御送本ヲ中止スルヲアルヘシ此段豫メ廣告ス

明治廿七年十二月 警察監獄學會 主任 磯村 兌 貞

會 告

●本會雜誌代金取經主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラントヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

●監獄雜誌 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
●全署內五名以上購讀ノ向ハ 前金五錢五厘 (全)

●一府縣內數百名協讀購讀ノ向ハ 前金五錢五厘 (全)

●又一署內十名以上ノ雜誌代金ヲ取經メ之レヲ送付シ及讀ミノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

●廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

●監獄雜誌ヲ注文セラル、并ハ住所姓名 (官衙ニ奉職セラル、)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ

●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取經主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ

●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向ヘハ(藩)印ヲ押捺スルヲ例トス

●雜誌代金ヲ送付セラル、并ハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ

●通運便ニ付セラル、并ハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、并ハ五厘切手一割増タルヘシ

●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ 出版主任 磯村 兌 貞

明治廿七年十二月三十日發行

發行人兼編輯人

印刷人

(明治二十七年二月廿六日遷信省認可)

發行所 愛知縣名古屋市西洲崎町四番戶警察監獄學會
支會 東京四ツ谷區荒木町廿七番地 警察監獄學會支會
印刷所 東京市京橋區銀座四丁目一番地 博 聞 社